

第103回 定時株主総会招集ご通知

The 103rd Ordinary General Meeting of Shareholders

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染予防の観点から、同封の「議決権行使書」のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使がより簡単に

スマートフォンでQRコードを読み取るだけで、議決権行使ウェブサイトにごログインいただけます。

▶ 詳細は4頁をご参照ください。



議決権行使期限

2020年6月25日 午後5時30分まで

ご来場自粛および議決権行使のお願い

本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、株主の皆様におかれましては、下記の「事前の議決権行使の方法」をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

事前の議決権行使の方法について

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

事前の議決権行使には、以下の3つの方法があります。7頁からの株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

▶詳細は4頁をご覧ください。

- ① 同封の「議決権行使書」を郵送する方法
- ② スマートフォンでQRコードを読み取る方法
- ③ 議決権行使ウェブサイトアクセスし、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する方法

インターネットによるご意見・ご質問の受付

録画映像の配信について

2020年6月19日（金曜日）まで

2020年7月1日（水曜日）以降

当社経営陣へのご意見・ご質問をお聞かせください。

▶詳細は6頁をご覧ください。

株主総会当日の様様につきましては、当社ウェブサイトからご視聴いただけます。

本年の株主総会の開催に関し、変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

 [当社ウェブサイト https://www.sony.co.jp/IR/](https://www.sony.co.jp/IR/) 

目次

03 第103回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

07 第1号議案 定款一部変更の件

08 第2号議案 取締役12名選任の件

23 第3号議案 ストック・オプション付与を 目的として新株予約権を発行する件

27 事業報告

- 27 1. ソニーグループの現況
- 42 2. 株式の状況
- 44 3. 新株予約権等の状況
- 46 4. 会社役員の状況
- 58 5. 会計監査人の状況

59 連結計算書類

62 計算書類

64 監査報告

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第103回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、まず、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々の一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)は、「人に近づく」をテーマに据えた2020年度までの3か年にわたる中期経営計画の中間年度にあたります。当年度の連結業績につきましては、イメージング&センシング・ソリューション分野の大幅な増収などがあったものの、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野及びゲーム&ネットワークサービス分野の大幅な減収により、売上高は減少しました。営業利益は、減収の影響に加え、音楽分野での大幅な減益などがあったことにより、連結業績全体では減収、減益となりました。当年度の第4四半期から新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に拡大しており、当社も2020年度の業績見通しを未定としておりますが、情勢の変化に迅速に対応し事業への影響を抑えることに努めると同時に、中長期的な成長に向けた施策にも積極的に取り組んでまいります。

なお、2019年度の期末配当金につきましては、前年度の期末配当金20円に対し、5円増配の1株につき25円とさせていただきます。2019年12月に1株につき20円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は45円(前年度は1株につき35円)となります。

より「人に近づく」ことで感動を生み出し、新しい価値創造と高い収益を創出できる企業となるよう、経営陣・社員ともに緊張感を保ちながら、全力で経営に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月4日

ソニー株式会社
取締役 兼 代表執行役

吉田 寛一郎



第103回定時株主総会招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

場所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 ▶ 裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

- 本年は、感染予防のため、座席の間隔をひろげることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、また体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- マスクの着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- 配信の閲覧等で配慮が必要な方は、準備の都合上、2020年6月19日（金曜日）までに70頁の「株主総会に関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

目的事項 報告事項 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案 定款一部変更の件**

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行する件

- 感染予防のため議事の時間を短縮する観点から、報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

☞☞ インターネット開示・修正に関する事項

1 株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、7頁から69頁までに記載のとおりです。

ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定にもとづき、当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」
- ② 事業報告の「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

2 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

☞ 当社ウェブサイト <https://www.sony.co.jp/IR/>

ソニー株式会社 IR 🔍

事前の議決権行使方法のご案内

同封の議決権行使書の郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

郵 送

左側を切り取ってポストに投函してください。*切手は不要です。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送ください。

なお、**各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。**

インターネット

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

インターネットによる議決権行使は、**2020年6月25日(木曜日)午後5時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

スマートフォンでQRコードを読み取る方法



* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

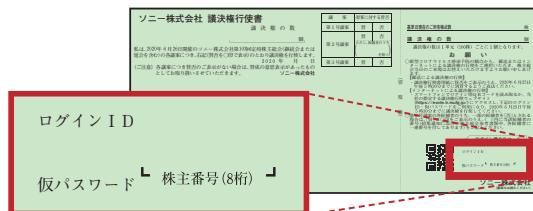
同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへログインいただけます。

* 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内にしたがってログインしてください。

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する方法



議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイトの「ログインID」及び「仮パスワード」は、
同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。



スマートフォンの
場合



1 「株主総会に関する
お手続き」をタッチ



2 「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をタッチ



パソコンの場合



1 「次の画面へ」を
クリック



2 「ログインID」及び
「仮パスワード」を
入力
3 「ログイン」を
クリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

⚠ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんの防止について
ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

* パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

パソコンまたはスマートフォンから議決権を行使される場合のご注意

インターネット接続にファイアウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーを利用されている場合など、株主様のインターネットの利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料) (受付時間: 午前9時~午後9時)

* ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間: 午前2時~午前5時

「ネットで招集」のご案内

<https://s.srdb.jp/sony/>

本招集ご通知の掲載内容をスマートフォン・タブレット端末から快適にご覧いただくための「ネットで招集」をご用意いたしました。



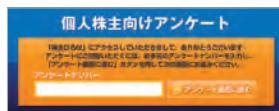
ソニーの様々なウェブサイトへアクセスいただけます。

1 開催概要・議案・事業報告・ガバナンスの内容をご覧いただけます。

2 インターネットによるご意見・ご質問の受付

当社経営陣へのご意見・ご質問をお聞かせください。

株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、株主総会において取りあげさせていただきます予定です。



受付期限

2020年6月19日(金曜日)

「ネットで招集」を経由せず直接アクセスする場合

▶ <https://kabuhiro.jp/> 株主ひろば 検索

*お名前・ご住所などの個人情報は記入されないようお願いいたします。

*ご意見・ご質問の受付は、株式会社アイ・アール・ジャパンが運営するウェブアンケートシステムを利用しています。

3 議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスいただけます。

「QRコード」をご利用の方は、「読取」を選択ください。議決権行使サイトをご利用の方は「移動」を選択ください。外部サイトにアクセスします。



「議決権行使」ボタンを押すと、左記の画面において「読取」か「移動」ボタンが選択いただけます。

●「読取」ボタンを押すと自動でお持ちのカメラが起動しますので、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。

●「移動」ボタンを押した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

4 2020年の株主様特典についてご案内いたします。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、現在、グループ本社機能とエレクトロニクス事業の本社間接機能を有していますが、これらの機能を分離・再定義し、当社をグループ本社機能に特化した会社とすることに伴い、2021年4月1日をもって商号変更を行うものです。なお、2021年4月1日以降、「ソニー株式会社」の商号は当社の完全子会社であるソニーエレクトロニクス株式会社が承継することを予定しています。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線____は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号) 当社は、 <u>ソニー株式会社</u> と称し、英文では <u>SONY CORPORATION</u> と記載する。	第1条(商号) 当社は、 <u>ソニーグループ株式会社</u> と称し、英文では <u>SONY GROUP CORPORATION</u> と記載する。
(新設)	附 則 第1条(商号)の変更は、令和3年4月1日をもって効力を生じるものとする。ただし、当社の取締役会が、令和3年3月31日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更が効力を生じた日の経過をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員13名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定にもとづき新たに取締役12名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、11頁から22頁までに記載のとおりです。

取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会における多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。

取締役の員数は、当社取締役会規定において10名以上20名以下としており、2005年以降、取締役会の過半数は社外取締役により構成されています。

取締役の資格要件

当社が取締役に関して、取締役会規定に定める資格要件は次のとおりです。取締役候補者は、いずれも取締役共通の資格要件を満たしており、また、取締役候補者12名のうち9名の社外取締役候補者は、社外取締役の追加資格要件を満たすとともに、東京証券取引所有価証券上場規程の定める独立役員としての届出を同取引所に対して行っています。

取締役共通の資格要件

- ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社(以下「競合会社」)の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- そのほか、取締役としての職務を遂行するうえで、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

社外取締役の追加資格要件

- 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は指名委員会の決議に加えて取締役全員の同意が必要です。さらに、取締役全員の同意がある場合であっても、社外取締役の再選回数は8回までを限度としています。

取締役候補者一覧

候補者 番号	氏名	取締役会への出席状況	(ご参考) 取締役候補者の就任予定 ^(注1)
1	再任 吉田 憲一郎	100% (9回/9回)	■ 指名委員
2	再任 十時 裕樹	100% (7回/7回) ^(注2)	—
3	再任 社外 独立 隅 修三	100% (9回/9回)	■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長
4	再任 Tim Schaaff (ティム・シャーフ)	100% (9回/9回)	■ 情報セキュリティ担当
5	再任 社外 独立 松永 和夫	100% (9回/9回)	■ 取締役会副議長 ■ 監査委員会議長
6	再任 社外 独立 岡 俊子	100% (9回/9回)	■ 監査委員
7	再任 社外 独立 秋山 咲恵	100% (7回/7回) ^(注2)	■ 報酬委員
8	再任 社外 独立 Wendy Becker (ウェンディ・ベッカー)	100% (7回/7回) ^(注2)	■ 報酬委員会議長
9	再任 社外 独立 畑中 好彦	100% (7回/7回) ^(注2)	■ 指名委員
10	新任 社外 独立 Adam Crozier (アダム・クロージア)	—	■ 指名委員
11	新任 社外 独立 岸上 恵子	—	■ 監査委員
12	新任 社外 独立 Joseph A. Kraft Jr. (ジョセフ・クラフト)	—	■ 報酬委員 ■ 情報セキュリティ担当

社外 …社外取締役候補者 **独立** …東京証券取引所が定める独立性の要件を満たした独立役員候補者

(注1) 上記の就任予定は、本総会終了後に開催される取締役会において決定される予定です。

(注2) 十時裕樹氏、秋山咲恵氏、Wendy Becker氏及び畑中好彦氏は、前年の定時株主総会(2019年6月18日開催)において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

(注3) 次頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

(注4) 当社は、現在、社外取締役を含む非業務執行取締役に就任している7名の取締役候補者との間でそれぞれ責任限定契約を締結しています。また、新任の社外取締役候補者であるAdam Crozier氏、岸上恵子氏及びJoseph A. Kraft Jr.氏については、各氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。「責任限定契約の概要」については、52頁をご参照ください。

(注5) 2019年度における各社外取締役の各委員会への出席状況については、57頁に記載の「社外取締役の活動状況」をご参照ください。



候補者
番号

1 よし だ けん いち ろう 吉田憲一郎

再任

取締役の現在の担当	■ 指名委員
生年月日	1959年10月20日生(満60歳)
取締役在任年数	6年
■ 取締役会への出席状況	100%(9回/9回)
所有する当社の株式数	175,000株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2000年 7月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))入社
- 2001年 5月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 執行役員
- 2005年 4月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 代表取締役 執行役員社長
- 2013年12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デピュティ CFO
- 2014年 4月 当社代表執行役 EVP CFO
- 2014年 6月 当社取締役(現在)
- 2015年 4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO
- 2018年 4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO(現在)

取締役候補者とした理由

ソニーグループ最高経営責任者(CEO)としてグループ経営全体を統括しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。

候補者
番号と とき ひろ き
2 十時裕樹

再任

取締役の現在の担当	—
生年月日	1964年7月17日生(満55歳)
取締役在任年数	1年
■ 取締役会への出席状況	100%(7回/7回)
所有する当社の株式数	29,600株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役
- 2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))
取締役 兼 執行役員専務
- 2012年4月 ソネットエンタテインメント(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役 執行役員専務
- 2013年4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO
- 2013年12月 当社業務執行役員 SVP
- 2014年11月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO
- 2015年6月 ソネット(株) (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 会長
- 2016年4月 当社執行役 EVP 新規事業プラットフォーム 戦略担当
ソネット(株) 代表取締役 執行役員社長
- 2017年6月 当社執行役 EVP CSO 中長期経営戦略、新規事業担当
- 2018年4月 当社代表執行役 EVP CFO
- 2018年6月 当社代表執行役 専務 CFO (現在)
- 2019年6月 当社取締役 (現在)

取締役候補者とした理由

CFOとして、本社機能において、経営管理、経営戦略、経理、税務、財務、IR、ディスクロージャー・コントロール、情報システム、リスク管理、内部監査及びSOX404対応を担当しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。



候補者
番号

3 すみ
隅

しゅう ぞう

修三

再任

社外

独立

取締役の現在の担当

生年月日

取締役在任年数

■ 取締役会への出席状況

所有する当社の株式数

■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長

1947年7月11日生(満72歳)

3年

100%(9回/9回)

3,700株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1970年4月 東京海上火災保険(株) 入社
- 2000年6月 東京海上火災保険(株) 取締役海外本部ロンドン首席駐在員
- 2002年6月 東京海上火災保険(株) 常務取締役
- 2004年10月 東京海上日動火災保険(株) 常務取締役
- 2005年6月 東京海上日動火災保険(株) 専務取締役
- 2007年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役社長
東京海上ホールディングス(株) 取締役社長
- 2013年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役会長
東京海上ホールディングス(株) 取締役会長
- 2014年6月 (株)豊田自動織機 社外取締役(現在)
- 2016年4月 東京海上日動火災保険(株) 相談役(現在)
- 2017年6月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験、経済産業界の各方面での取り組みを通じた幅広い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号
 ティム・シャーフ
4 Tim Schaaff

再任

取締役の現在の担当	■ 情報セキュリティ担当
生年月日	1959年12月5日生(満60歳)
取締役在任年数	7年
■ 取締役会への出席状況	100%(9回/9回)
所有する当社の株式数	7,800株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1982年12月 New England Digital Corporation 入社
- 1991年7月 Apple Computer, Inc. 入社
- 1998年 Apple Computer, Inc. バイス・プレジデント
- 2005年12月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント
- 2006年11月 当社技術開発本部副本部長
- 2008年6月 Sony Media Software and Services Inc. プレジデント
- 2009年12月 Sony Network Entertainment International LLC プレジデント
- 2013年6月 当社取締役(現在)
- 2015年7月 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー(現在)

取締役候補者とした理由

ソフトウェア技術及びネットワークサービスに関する専門性に加え、当社のネットワークサービス事業を率いた実績を有しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。なお、当社グループにおける勤務経験があるため、社外取締役の要件には該当しません。



候補者
番号

まつ なが かず お
5 松永和夫

再任

社外

独立

取締役の現在の担当

■ 取締役会副議長 ■ 監査委員会議長

生年月日

1952年2月28日生(満68歳)

取締役在任年数

6年

■ 取締役会への出席状況

100%(9回/9回)

所有する当社の株式数

4,500株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1974年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省
- 2004年6月 原子力安全・保安院長
- 2005年9月 大臣官房総括審議官
- 2006年7月 大臣官房長
- 2008年7月 経済産業政策局長
- 2010年7月 経済産業事務次官
- 2012年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 特任教授(現在)
- 2013年6月 高砂熱学工業(株) 社外取締役(現在)
- 2014年6月 当社取締役(現在)
橋本総業(株)(現 橋本総業ホールディングス(株)) 社外取締役(現在)
- 2016年4月 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役副会長
- 2017年1月 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役会長(現在)

社外取締役候補者とした理由

経済産業省における職務を通じて培った、グローバルな産業界・行政分野における豊富な経験と深い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号6 おか
岡 とし
こ
俊子

再任 社外 独立

取締役の現在の担当

■ 監査委員

生年月日

1964年3月7日生(満56歳)

取締役在任年数

2年

■ 取締役会への出席状況

100%(9回/9回)

所有する当社の株式数

2,000株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1986年4月 等松・トウシュロスコンサルティング(株) 入社
- 2000年7月 朝日アーサーアンダーセン(株) 入社
- 2002年9月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現 アビームコンサルティング(株)) プリンシパル
- 2005年4月 アビームM&Aコンサルティング(株) (現 PwCアドバイザリー合同会社) 代表取締役社長
- 2016年4月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー
- 2016年6月 (株)岡&カンパニー 代表取締役(現在)
- 三菱商事(株) 社外取締役(現在) (2020年6月19日付で退任予定)
- 日立金属(株) 社外取締役(現在)
- 2018年6月 当社取締役(現在)
- 2019年6月 (株)ハピネット 社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

コンサルタントとしてM&Aを含む幅広い経営戦略立案経験を有すると同時に、会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

*岡俊子氏が社外取締役に就任している日立金属(株)は、2020年4月に、同社及び同社子会社の一部製品について、顧客に提出する検査成績書に不適切な数値の記載が行われていた等の事実が判明したことを公表しました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識していませんでしたが、以前から同社の取締役会及び監査委員会においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っています。



候補者
番号

7 あき やま さき え
秋山咲恵

再任

社外

独立

取締役の現在の担当

■ 監査委員

生年月日

1962年12月1日生(満57歳)

取締役在任年数

1年

■ 取締役会への出席状況

100%(7回/7回)

所有する当社の株式数

900株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 Arthur Andersen & Co.入社
- 1994年4月 (株)サキコーポレーション設立 代表取締役社長
- 2018年10月 (株)サキコーポレーション ファウンダー(現在)
- 2019年6月 当社取締役(現在)
 - 日本郵政(株) 社外取締役(現在)
 - オリックス(株) 社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた実績に加え、政府を含む様々な公的委員会やワーキンググループの委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号

ウェンディ・ベッカー

再任 社外 独立

8 Wendy Becker

取締役の現在の担当	■ 報酬委員
生年月日	1965年11月2日生(満54歳)
取締役在任年数	1年
■ 取締役会への出席状況	100%(7回/7回)
所有する当社の株式数	900株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1987年9月 Procter & Gamble Company ブランドマネジャー
- 1993年9月 McKinsey & Company, Inc. コンサルタント
- 1998年12月 McKinsey & Company, Inc. パートナー
- 2008年2月 TalkTalk, The Carphone Warehouse Ltd. マネージングディレクター
Whitbread plc 社外取締役 報酬委員
- 2009年9月 Vodafone Group plc チーフ・マーケティング・オフィサー
- 2012年9月 Jack Wills Ltd. チーフ・オペレーティング・オフィサー
- 2013年10月 Jack Wills Ltd. CEO
- 2017年2月 Great Portland Estates plc 社外取締役 報酬委員会議長(現在)
- 2017年9月 Logitech International S.A. 社外取締役(現在)
- 2019年6月 当社取締役(現在)
- 2019年9月 Logitech International S.A. 取締役会議長 指名委員会議長(現在)

社外取締役候補者とした理由

北米や欧州をベースとするコンサルティング業界での経験や通信・テクノロジー分野を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。



候補者
番号

はた なか よし ひこ
9 畑中好彦

再任 社外 独立

取締役の現在の担当	■ 指名委員
生年月日	1957年4月20日生(満63歳)
取締役在任年数	1年
■ 取締役会への出席状況	100%(7回/7回)
所有する当社の株式数	900株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 藤沢薬品工業(株)(現 アステラス製薬(株))入社
- 2005年6月 アステラス製薬(株) 執行役員 経営戦略本部 経営企画部長
- 2006年4月 アステラス製薬(株) 執行役員 兼 Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼 Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
- 2008年6月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 兼 Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼 Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
- 2009年4月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 経営戦略・財務担当
- 2011年6月 アステラス製薬(株) 代表取締役社長
- 2018年4月 アステラス製薬(株) 代表取締役会長(現在)
- 2019年6月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

米国、欧州など海外での豊富な経験を有し、経営企画責任者として企業統合を実現するなど、グローバル企業の経営に関する幅広い経験と高い知見を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号10 アダム・クロージア
Adam Crozier

新任 社外 独立

取締役の現在の担当	—
生年月日	1964年1月26日生(満56歳)
取締役在任年数	一年
■ 取締役会への出席状況	—
所有する当社の株式数	一株

略歴及び重要な兼職の状況

1995年1月	Saatchi & Saatchi Group Ltd. Joint CEO
2000年1月	The Football Association CEO
2003年2月	Royal Mail Group Ltd. CEO
2010年4月	ITV plc CEO
2017年4月	Whitbread Group plc 取締役会議長(現在)
2018年12月	ASOS plc 取締役会議長(現在)
2020年2月	Kantar Group Ltd. 取締役会議長(現在)

社外取締役候補者とした理由

メディア・エンタテインメント業界を含む多様な企業の変革と成長を実現した実績をはじめ、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な知見を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。



候補者
番号

11 岸上恵子

新任 社外 独立

取締役の現在の担当	—
生年月日	1957年1月28日生(満63歳)
取締役在任年数	一年
■ 取締役会への出席状況	—
所有する当社の株式数	一株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1985年10月 港監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所
- 1989年8月 公認会計士登録(現在)
- 1997年12月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員
- 2004年5月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員(現 シニアパートナー)
- 2018年9月 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 理事(現在)
- 2019年6月 (株)オカムラ 社外監査役(現在)

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての国内外の多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性に加え、ESGに関する知見を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号12 ジョセフ・クラフト
Joseph A. Kraft Jr.

新任 社外 独立

取締役の現在の担当	—
生年月日	1964年5月12日生(満56歳)
取締役在任年数	一年
■ 取締役会への出席状況	—
所有する当社の株式数	一株

略歴及び重要な兼職の状況

- 1986年7月 Morgan Stanley Inc. 入社
- 2000年1月 Morgan Stanley Inc. マネージングダイレクター
- 2007年4月 Dresdner Kleinwort Japan キャピタル・マーケット本部長 マネージングダイレクター
- 2010年3月 Bank of America Merrill Lynch Japan 副支店長 兼 マネージングダイレクター
- 2015年7月 Rorschach Advisory Inc. CEO(現在)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたるグローバル金融・資本市場での豊富な実務経験にもとづく高い見識や多様な業界に対する幅広い知識やネットワークを有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

第3号議案 ストック・オプション付与を目的として新株予約権を 発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、本議案に関し、当社の社外取締役には当該新株予約権は付与されません。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績と当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものです。

II. 本総会決議による委任にもとづき当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行要領

① 本新株予約権の数の上限

50,000個を上限とする。

② 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

③ 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式5,000,000株を上限とし、下記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に前記①記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 付与株式数の調整

本総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

① 当初行使価額

行使価額は、当初、以下のとおりとする。

● 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、(a)本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)、又は(b)本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

● 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、(a)本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、又は(b)本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る

場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

② 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。

(5) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。

- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(6) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

(ご参考)

- (1) 過去に発行した新株予約権の状況については、44頁以降の「新株予約権等の状況」に記載のとおりですが、中長期的な業績、ひいては株主価値向上をめざすインセンティブとしての役割を十分に果たせるよう、権利行使禁止期間(新株予約権の割当日から1年間)を置くとともに、付与対象者との間の割当契約において、行使可能数の制限(原則として毎年付与数の3分の1ずつ解除され、付与日から3年後に初めて全付与数が行使可能)や行使時における在籍要件などの権利行使制限を設けています。今後発行されるStock・オプションについても同様の権利行使禁止期間や権利行使制限を設定する予定です。
- (2) 本新株予約権の目的となる株式の上限数(5,000,000株)は、2020年3月31日現在の発行済株式総数の0.40%、また、Stock・オプション付与を目的として過去に発行した残存する新株予約権の未行使分の目的となる株式の上限数との合計(17,876,700株)は、同発行済株式総数の1.42%に相当します。

以上

1. ソニーグループの現況

(1) 財産及び損益の状況の推移

	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度(当年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高及び営業収入	百万円 8,105,712	百万円 7,603,250	百万円 8,543,982	百万円 8,665,687	百万円 8,259,885
営業利益	294,197	288,702	734,860	894,235	845,459
税引前利益	304,504	251,619	699,049	1,011,648	799,450
当社株主に帰属する 当期純利益	147,791	73,289	490,794	916,271	582,191
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益:					
基本的(円)	119.40	58.07	388.32	723.41	471.64
希薄化後(円)	117.49	56.89	379.75	707.74	461.23
設備投資額	468,937	272,203	332,140	344,097	513,061
研究開発費	468,183	447,456	458,518	481,202	499,290
総資産	16,673,390	17,660,556	19,065,538	20,981,586	23,039,343
純資産	3,124,410	3,135,422	3,647,157	4,436,690	4,789,535
1株当たり純資産 (円)	1,952.79	1,977.72	2,344.96	2,995.31	3,380.96
1株当たり配当金 (円)	20.00	20.00	27.50	35.00	45.00
従業員数 (名)	125,300	128,400	117,300	114,400	111,700

【連結業績に関する注記】

1. 当社及び当社の連結子会社(以下「ソニー」)の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)によって作成されています。
2. 当年度末の連結子会社(変動持分事業体を含む)は1,490社、持分法適用会社は140社です。
3. 設備投資額は、無形固定資産の増加額を含んでいます。
4. 純資産は、米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
5. 1株当たり純資産は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 事業の経過及び成果

連結業績の概況

		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度(当年度) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)	増減額
売上高及び営業収入	(億円)	86,657	82,599	△4,058
営業利益	(億円)	8,942	8,455	△488
税引前利益	(億円)	10,116	7,995	△2,122
当社株主に帰属する当期純利益	(億円)	9,163	5,822	△3,341
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益：				
基本的(円)		723.41	471.64	△251.77
希薄化後(円)		707.74	461.23	△246.51

当年度及び前年度の平均為替レートは、次のとおりです。

		2018年度	2019年度	変化
平均為替レート	1米ドル	(円) 110.9	108.7	2.2(円高)
	1ユーロ	(円) 128.5	120.8	7.7(円高)

売上高及び営業収入(以下「売上高」)は、前年度比4,058億円(5%)減少し、8兆2,599億円となりました。前年度の為替レートを適用した場合、イメージング&センシング・ソリューション(以下「I&SS」)分野の大幅な増収などがあったものの、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション(以下「EP&S」)分野及びゲーム&ネットワークサービス(以下「G&NS」)分野の大幅な減収により、売上高は約3%の減収となります(前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額については35頁の【注】をご参照ください)。なお、当年度の売上高には、特定のライセンス契約締結にともなう特許料収入79億円が含まれており、全社(共通)及びセグメント間取引消去に計上されています。

営業利益は、前年度比488億円減少し、8,455億円となりました。この減益は、I&SS分野及びその他分野の大幅な増益などがあったものの、音楽分野及びG&NS分野の

大幅な減益などがあったことによるものです。なお、当年度及び前年度の営業利益には、以下の要因が含まれています。

当年度の営業利益に含まれている要因：

- SREホールディングス(株)株式の上場及び一部売出しにともなう再評価益及び売却益173億円【その他分野】
- (株)NSFエンゲージメント株式の一部譲渡にともなう売却益及び再評価益63億円【全社(共通)及びセグメント間取引消去】

前年度の営業利益に含まれている要因：

- EMI Music Publishingを所有し運営するDH Publishing, L.P.(以下「EMI」)の連結子会社化による再評価益1,169億円【音楽分野】
- 長期性資産の減損損失192億円【EP&S分野】
- 長期性資産及び営業権の減損損失129億円【その他分野】

当年度の構造改革費用(純額)は、主に映画分野の構造改革費用が減少したことにより、前年度比81億円減少し、250億円となりました。これは、営業費用として前述の営業利益に含まれています。

営業利益に含まれる**持分法による投資利益(損失)**は、前年度の30億円の損失に対し、当年度は96億円の利益を計上しました。この損益改善は主に、前年度において音楽分野に含まれるEMIの持分約60%の取得にともない発生した新株予約権関連費用及びマネジментインセンティブ費用等により、EMIの持分法投資損失116億円を計上していたことによるものです。

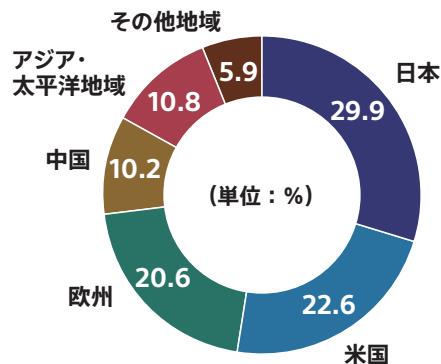
その他の収益(費用)(純額)は、前年度の1,174億円の利益に対し、当年度は460億円の費用を計上しました。これは主に前年度において、Spotify Technology S.A.株の上場及び一部売却にともなう売却益及び評価益1,178億円を計上したこと、当年度は持分証券に関する損失(純額)を計上したこと及び為替差損(純額)が増加したことによるものです。

税引前利益は、前年度比2,122億円減少し、7,995億円となりました。

法人税等は、当年度において1,772億円を計上し、実効税率は前年度の4.5%を上回り22.2%となりました。これは主に、2018年度において、米国の連結納税グループにおける相当部分の繰延税金資産に対する評価性引当金を取り崩した結果、法人税等が1,542億円減少したこと、及びEMI持分に関する再評価益に対して税金費用を計上しなかったことによるものです。

当社株主に帰属する当期純利益(非支配持分に帰属する当期純利益を除く)は、前年度比3,341億円減少し、5,822億円となりました。

売上高構成比(2019年度 地域別)

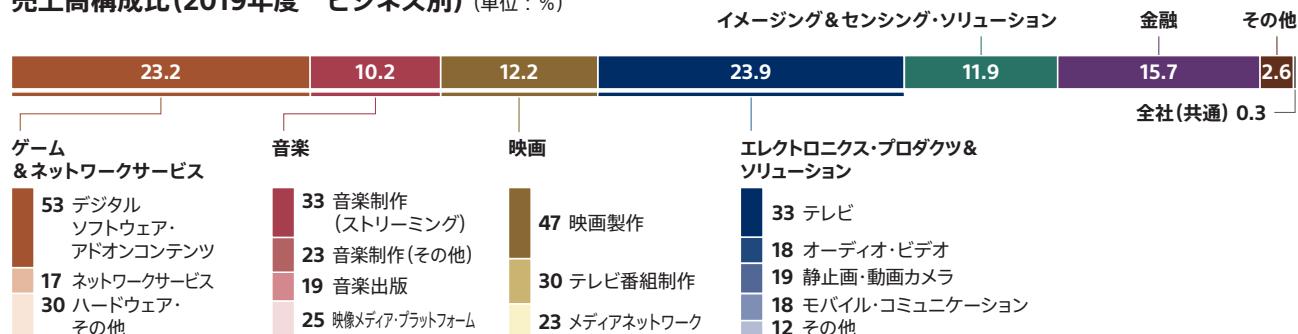


日本、米国及び中国以外の各区分に属する主な国又は地域

- 欧州：イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- アジア・太平洋地域：インド、韓国、オセアニア
- その他地域：中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

(注) 地域別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出し、顧客の所在地別に表示しています。

売上高構成比(2019年度 ビジネス別) (単位：%)



(注) ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

主要な事業内容

ソニーは、ゲーム & ネットワークサービス、音楽、映画、エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション、イメージング & センシング・ソリューション、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。

各分野の主要製品又は事業内容は、次のとおりです。

ビジネス分野	主要製品又は事業内容
■ ゲーム & ネットワークサービス	ゲーム機、ソフトウェア、ネットワークサービス事業
■ 音楽	音楽制作 パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売、アーティストのライブパフォーマンスからの収入
	音楽出版 楽曲の詞、曲の管理及びライセンス
	映像メディア・プラットフォーム アニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作・販売、音楽・映像関連商品のサービス提供
	映画製作 映画作品の製作・買付・配給・販売
■ 映画	テレビ番組制作 テレビ番組の制作・買付・販売
	メディアネットワーク テレビ、デジタルのネットワークオペレーション

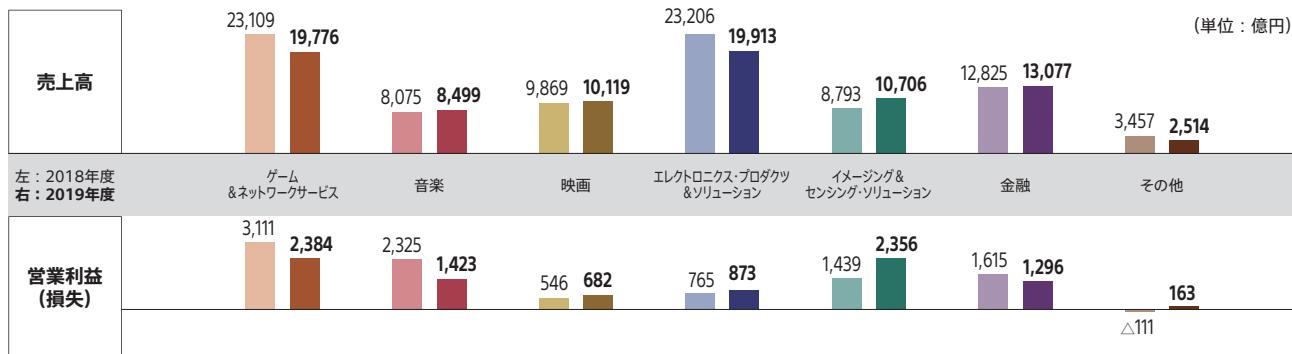
ビジネス分野	主要製品又は事業内容
■ エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション	テレビ 液晶テレビ、有機ELテレビ
	オーディオ・ビデオ ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、家庭用オーディオ、ヘッドホン、メモリ内蔵型携帯オーディオ
	静止画・動画カメラ レンズ交換式カメラ、コンパクトデジタルカメラ、民生用・放送用ビデオカメラ
	モバイル・コミュニケーション スマートフォン、インターネット関連サービス事業
	その他 プロジェクターなどを含むディスプレイ製品、医療用機器
■ イメージング & センシング・ソリューション	イメージセンサー
■ 金融	生命保険、損害保険、銀行
■ その他	上記カテゴリに含まれない製品やサービス、海外ディスク製造事業、記録メディア、その他の事業

(注1) エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション分野には、主にテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業、静止画・動画カメラ事業、スマートフォン事業、インターネット関連サービス事業が含まれています。

(注2) 2019年度より、従来の半導体分野をイメージング & センシング・ソリューション分野に名称変更しました。

ビジネス別営業の概況

以下の説明における各分野の売上高はセグメント間取引消去前のものであり、また各分野の営業損益はセグメント間取引消去前のもので配賦不能費用は含まれていません。



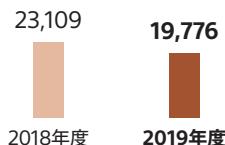
	売上高			営業利益(損失)		
	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度(当年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	増減	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度(当年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	増減
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
■ ゲーム & ネットワークサービス	2,310,872	1,977,551	△333,321	311,092	238,400	△72,692
■ 音楽	807,489	849,909	+42,420	232,487	142,345	△90,142
■ 映画	986,873	1,011,854	+24,981	54,599	68,157	+13,558
■ エレクトロニクス・プロダクツ & ソリューション	2,320,628	1,991,268	△329,360	76,508	87,276	+10,768
■ イメージング & センシング・ソリューション	879,330	1,070,576	+191,246	143,874	235,584	+91,710
■ 金融	1,282,539	1,307,748	+25,209	161,477	129,597	△31,880
■ その他	345,737	251,420	△94,317	△11,127	16,288	+27,415
全社(共通)及びセグメント間取引消去	△267,781	△200,441	+67,340	△74,675	△72,188	+2,487
連 結	8,665,687	8,259,885	△405,802	894,235	845,459	△48,776

(注) ソニーは、2019年度より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この変更にともない、2018年度の実績を組替再表示しています。

ゲーム&ネットワークサービス(G&NS)分野

売上高

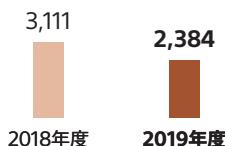
(単位：億円)



売上高は、前年度比3,333億円(14%)減少し、1兆9,776億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、12%の減収)。この大幅な減収は、プレイステーション®プラス(以下「PS Plus」)の増収はあったものの、プレイステーション®4のハードウェアの減収、ゲームソフトウェアの減収、及び為替の影響などによるものです。

営業利益

(単位：億円)



営業利益は、前年度比727億円減少し、2,384億円となりました。この大幅な減益は、PS Plusの増収及びコスト削減などがあったものの、主に前述のゲームソフトウェアの減収及び為替の悪影響によるものです。なお、当年度の為替の悪影響は122億円でした。

音楽分野

2018年11月14日、ソニーは従来持分法適用会社であったEMIについて、ムバダラインベストメントカンパニーが主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得したことにより、EMIはソニーの完全子会社となりました。2018年度において音楽分野に含まれているEMIの業績は、2018年4月1日から11月13日までの期間は持分法による投資損益、2018年11月14日から2019年3月31日までの期間は売上高及び営業損益に含まれています。2019年度においては、2019年4月1日以降、音楽分野の売上高及び営業損益に含まれます。

音楽分野の業績には、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Music Entertainment(以下「SME」)、Sony/ATV Music Publishing(以下「Sony/ATV」)、及びEMIの円換算後の業績、ならびに円ベースで決算を行っている日本の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績が含まれています。

売上高

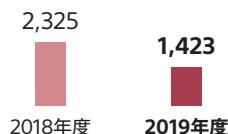
(単位：億円)



売上高は、前年度比424億円(5%)増加し、8,499億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、7%の増収)。この増収は、モバイル向けゲームアプリ「Fate/Grand Order」の減収などによる映像メディア・プラットフォームの減収があったものの、主にEMIを連結したことで音楽出版において売上が増加したこと、及びストリーミング配信の売上が増加したことなどによる音楽制作の増収によるものです。

営業利益

(単位：億円)



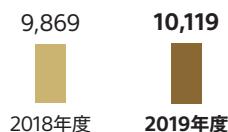
営業利益は、前年度比901億円減少し、1,423億円となりました。この大幅な減益は、前年度においてEMIの持分約60%の取得にともない持分法投資損失116億円を計上したこと、及び前述の増収の影響があったものの、前年度においてEMIの連結子会社化により再評価益1,169億円を計上したことなどによるものです。

映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment Inc. (以下「SPE」)の円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

売上高

(単位：億円)



売上高は、前年度比250億円(3%)増加し、1兆119億円となりました(米ドルベースでは、5%の増収)。この米ドルベースでの増収は、主に「スパイダーマン：ファー・フロム・ホーム」、「ジュマンジ/ネクスト・レベル」及び「バッドボーイズ・フォー・ライフ」の貢献により全世界での劇場興行収入が増加したこと、及びテレビ番組作品のライセンス収入が増加したことによるものです。一方、メディアネットワークにおける、前年度に実施したチャンネルポートフォリオ見直しの影響などによる減収の影響もありました。

営業利益

(単位：億円)

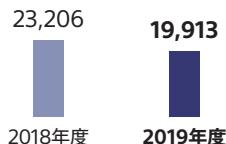


営業利益は、前年度比136億円増加し、682億円となりました。この大幅な増益は、前述のチャンネルポートフォリオ見直しの効果、及び映画製作におけるカタログ作品の収益性の改善などによるものです。一方、テレビ番組制作における番組企画費の増加や米国の放送局及びケーブルテレビ向けの新規番組の増加にともなう費用の増加の影響、ならびに前年度に128億円計上したポートフォリオ見直し費用が今年度は170億円に増加したことによる影響もありました。

エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野

売上高

(単位：億円)



売上高は、前年度比3,294億円(14%)減少し、1兆9,913億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、12%の減収)。この大幅な減収は、主にスマートフォン及びテレビの販売台数の減少、ならびに為替の影響によるものです。

営業利益

(単位：億円)



営業利益は、前年度比108億円増加し、873億円となりました。この増益は、分野全体の減収の影響及び為替の悪影響はあったものの、主にモバイル・コミュニケーションにおけるオペレーション費用の削減や、モバイル・コミュニケーションにおける長期性資産の減損損失の減少によるものです。なお、当年度の為替の悪影響は230億円でした。

イメージング&センシング・ソリューション分野

売上高

(単位：億円)



売上高は、前年度比1,912億円(22%)増加し、1兆706億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、24%の増収)。この大幅な増収は、為替の影響があったものの、製品ミックスの改善や販売数量の増加にともなうモバイル機器向けイメージセンサーの大幅な増収などによるものです。

営業利益

(単位：億円)



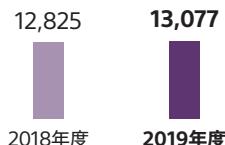
営業利益は、前年度比917億円増加し、2,356億円となりました。この大幅な増益は、減価償却費及び研究開発費の増加、ならびに為替の悪影響などがあったものの、前述の増収の影響などによるものです。なお、当年度の為替の悪影響は182億円でした。

金融分野

金融分野には、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」)及びSFHの連結子会社であるソニー生命保険(株)(以下「ソニー生命」)、ソニー損害保険(株)、ソニー銀行(株)(以下「ソニー銀行」)等の業績が含まれています。金融分野に記載されているソニー生命の業績は、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入

(単位：億円)



金融ビジネス収入は、前年度比252億円(2%)増加し、1兆3,077億円となりました。これは主に、ソニー生命において、特別勘定の運用損益の悪化があったものの、一時払保険を主とする保険料収入が増加したことなどによるものです。なお、ソニー生命の収入は、前年度比286億円増加し、1兆1,717億円となりました。

営業利益

(単位：億円)



営業利益は、ソニー生命及びソニー銀行の減益により、前年度比319億円減少し、1,296億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度比221億円減少し、1,235億円となりました。この減益は、主に株式相場の下落や金利の低下などともなう責任準備金繰入額の増加及び資産運用損益の悪化によるものです。また、ソニー銀行の減益は有価証券評価損益の悪化によるものです。

【注記】

前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額について

前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況は、当年度の現地通貨建て月別売上高に対し、前年度の月次平均レートを適用して算出しています。ただし、音楽分野のSME、Sony/ATV及びEMIについては、米ドルベースで集計した上で、前年度の月次平均米ドル円レートを適用した金額を算出しています。

映画分野については、米国を拠点とするSPEが、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結していることから、米ドルベースの売上高について、前年度比の増減を記載しています。

為替変動による影響額は、売上高については前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して算出し、営業損益についてはこの売上高への為替変動による影響額から、同様の方法で算出した売上原価ならびに販売費及び一般管理費への為替変動による影響額を差し引いて算出しています。I&SS分野では独自に為替ヘッジ取引を実施しており、営業損益への為替変動による影響額に同取引の影響が含まれています。また、EP&S分野では前年度までモバイル・コミュニケーションにおいて独自に実施していた為替ヘッジ取引の影響が、営業損益への為替変動による影響額に含まれています。

これらの情報は米国会計原則に則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解いただくための有益な分析情報と考えています。

(3) 設備投資等の状況

生産部門の合理化及び品質向上、ならびに需要増大にともなう生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額は、5,131億円(前年度比49.1%増加)となりました。その主な内訳は、ゲーム&ネットワークサービス分野、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野及びイメージング&センシング・ソリューション分野で半導体や新製品の生産設備を中心に4,019億円、音楽分野で373億円、映画分野で146億円、金融分野で216億円、その他で377億円でした。

なお、設備の除却等については重要なものではありません。

(注) 設備投資額は、無形固定資産の増加額を含んでいます。

設備投資額の推移

(単位：億円)



(4) 資金調達の状況

当年度は、主にソニー(株)において資金調達を実施しました。2019年10月に国内無担保普通社債(総額1,000億円)を発行しました。この発行により調達した資金は全額債務返済資金に充当しました。

(5) 対処すべき課題

当年度の第4四半期から新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に拡大しており、当社も2020年度の業績見通しを未定としておりますが、当社は、社員の健康や安全を最優先としつつ、情勢の変化に迅速に対応し事業への影響を抑えることに努めると同時に、中長期的な成長に向けた施策にも積極的に取り組んでまいります。そして、当社の長期視点での経営に対する考えは以下のとおりです。

ソニーは、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」ことをPurpose(存在意義)として掲げ、「人に近づく」を経営の方向性として、持続的な社会価値と高収益の創出をめざし、経営に取り組んでおります。これらのPurposeや経営の方向性を踏まえたソニーの事業ポートフォリオは、近づくべき「人」を軸に以下の3つの事業により構成しています。

- 人の心を動かす事業：クリエイターと共に感動コンテンツを創り、それをユーザーに届けるコンテンツ事業とDirect-to-Consumer(以下「DTC」)事業
- 人と人を繋ぐ事業：クリエイターが感動コンテンツを制作するために必要な機器やユーザーが感動コンテンツを楽しむことに欠かせない機器を提供するブランドハードウェア事業、世界中の人が感動を共有するために利用しているスマートフォンのキーデバイスであるCMOSイメージセンサー事業
- 人を支える事業：CMOSイメージセンサーなどの先端テクノロジーでモビリティの「安全」に貢献する車載センシング事業、デジタルイメージングやメカトロニクスの技術を活用して人の「健康」に貢献する医療事業、及び、生命保険や損害保険、銀行などの事業を通じて人に「安心」をもたらす金融事業

本年5月、これらの事業の進化を促進し、この事業ポートフォリオの多様性を強みとしていくためのグループ経営の強化施策として、以下の3つを発表しました。

①グループ本社「ソニーグループ株式会社」の発足

- 2021年4月1日付で、当社の商号を「ソニーグループ株式会社」(英文表記：Sony Group Corporation)に変更いたします。
- グループ本社機能とエレクトロニクス事業(ブランドハードウェア事業を含むもので、現在の事業セグメント名としては、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野)の本社間接機能を有している当社の機能を分離・再定義し、詳細な機能・組織・人員の設計を行い、グループ本社機能に特化した「ソニーグループ株式会社」の発足に向け、準備を行います。
- なお、「ソニー株式会社」から「ソニーグループ株式会社」への商号変更は、当社株主総会での承認取得が条件となるため、本株主総会における決議事項として付議しております。商号変更及び定款変更に関する詳細は7頁をご参照ください。

②エレクトロニクス事業による商号「ソニー株式会社」の継承

- 「ソニーグループ株式会社」の発足に伴い、2021年4月1日付で「ソニー株式会社」の商号は、ソニーグループの祖業であるエレクトロニクス事業を行う「ソニーエレクトロニクス株式会社」が継承します。

- エレクトロニクス事業においては、今後も、音・映像・通信の技術によってリアリティとリアルタイムを極める商品・サービスを引き続き展開するとともに、遠隔で人と人、人とモノをつなぐリモートソリューションやメディカル事業など新しい領域にも長期視点で挑戦し、事業の成長と進化に取り組みます。

③金融事業の完全子会社化

- コア事業の一つである金融事業のさらなる成長とガバナンス強化を通じて、ソニーグループ全体の企業価値向上を図ることを目的に、当社が約65%の株式を保有している金融事業の持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の完全子会社化に向けて、同社株券等に対する公開買付けを実施しております。
- 当社はソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の新しい経営体制と連携して、中核事業である生命保険事業のコアバリューとも言えるライフプランナーの価値向上に向けた施策などを実施するとともに、ソニーのテクノロジーの活用などさらなる相乗効果の実現をめざします。

上記の施策に加えて、これまでと同様に、ゲーム、音楽、映画、アニメ等のコンテンツ事業とDTCサービス間での協業や、テクノロジーを軸とした各事業間の相乗効果の追求をさらに行ってまいります。

冒頭に述べたようにソニーのPurpose（存在意義）は「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たすこと」ですが、人々が感動でつながるためには、「人」、「社会」、「地球環境」が健全であることが前提となります。

ソニーは、今後も事業活動やさまざまな社会支援を通じて、「人」、「社会」、「地球」に貢献していけるよう取り組んでまいります。

上記の詳細や各事業の進化の方向性につきましては、本年5月に開催された経営方針説明会に関する以下のウェブサイトもあわせてご参照ください。

経営方針説明会

▶ <https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/presen/strategy/>

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたい一方で、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当年度の期末配当金については、2020年5月13日付取締役会書面決議により、1株につき25円とすることを決定しました。2019年12月に1株につき20円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は45円となります。

(7) 子会社及び企業結合等の状況

重要な子会社の状況

会社名	所在地	出資比率	主要な事業内容
国内			
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)	東京都港区	100 %	電子機器の設計・製造・販売
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)	神奈川県厚木市	100	半導体及び半導体関連商品の企画・設計・製造・販売
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	熊本県菊池郡	100 ^(注)	半導体の設計・開発・製造・カスタマーサービス
ソニーマーケティング(株)	東京都港区	100	電子機器の販売
ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	100	携帯電話の設計・開発・製造・販売
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	100 ^(注)	インターネット関連サービス事業
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント	東京都港区	100	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)	東京都品川区	100	テレビ、ビデオ&サウンド及びその周辺機器の設計・開発又は製造
ソニーストレージメディアソリューションズ(株)	東京都港区	100	記録メディア製品の研究・開発・製造・販売
ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)	東京都港区	100	カメラ、放送機器、医療用機器等の設計・開発・製造・販売
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・製造・販売
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	東京都千代田区	65.1	生命保険・損害保険事業及び銀行業等の経営管理
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区	100 ^(注)	生命保険及び生命保険の再保険
ソニー銀行(株)	東京都千代田区	100 ^(注)	銀行業
ソニー損害保険(株)	東京都大田区	100 ^(注)	損害保険業
海外			
Sony Americas Holding Inc.	米国	100	米国の関係会社に出資する持株会社
Sony Corporation of America	米国	100 ^(注)	米国を主とする関係会社の管理
Sony Electronics Inc.	米国	100 ^(注)	電子機器の製造・販売
Sony Interactive Entertainment LLC	米国	100 ^(注)	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
Sony Pictures Entertainment Inc.	米国	100 ^(注)	映画・テレビ番組の企画・制作・配給
Sony Music Entertainment	米国	100 ^(注)	音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・販売
Sony/ATV Music Publishing LLC	米国	100 ^(注)	音楽出版事業
Sony Europe B.V.	英国	100 ^(注)	電子機器の製造・販売
Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.	英国	100 ^(注)	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
Sony Global Treasury Services Plc	英国	100 ^(注)	ソニーグループの為替・資金取引の集約・一元管理
Sony Overseas Holding B.V.	オランダ	100	欧州及びアジアの関係会社に出資する持株会社
索尼(中国)有限公司	中国	100 ^(注)	電子機器の販売
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	100 ^(注)	電子機器の製造
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	100 ^(注)	電子機器の販売

(注) 間接所有を含む比率です。

重要な企業結合等の状況

1	<p>2019年6月</p> <p>当社は、当社がharmo (ハルモ) ブランドを付して運営する電子お薬手帳サービス事業に関する権利義務を、吸収分割の方法によりシミックヘルスケア(株)に承継させる会社分割を行いました。</p>
2	<p>2019年8月</p> <p>当社は、当社が保有するオリンパス(株)の普通株式(68,975,800株)の全てについて、オリンパス(株)が実施した自己株式の買付けへの応募を通じ、オリンパス(株)に譲渡しました。 (譲渡価額は約804億円)</p>
3	<p>2019年10月</p> <p>当社は、当社の完全子会社であるソニーコーポレートサービス(株)と(株)NTTファシリティーズとの間での、ファシリティーマネジメント&ワークプレイスソリューション事業等に関する合併会社の設立に向けた手続きの一環として、当社の総務・ファシリティ事業等の一部に関する権利義務を、吸収分割の方法により、(株)NSFエンゲージメントに継承させる会社分割を行いました。</p>
4	<p>2019年11月</p> <p>当社の完全子会社であるSony Interactive Entertainment LLC (以下「SIE」) は、ゲーム開発会社であるInsomniac Games, Inc. (米国)の持分の100%を取得し、Insomniac Games, Inc.はSIEの完全子会社となりました。 (取得の対価は229百万米ドル)</p>
5	<p>2019年11月</p> <p>当社の完全子会社である Sony Pictures Entertainment Inc. (以下「SPE」) は、米国においてクイズ番組などを配信するGame Show Network, LLC (米国) (以下「Game Show Network」) について、AT&T Inc. (米国) (以下「AT&T」) が保有する42%の持分全てを、SPEの完全子会社を通じて取得し、Game Show NetworkはSPEの完全子会社となりました。 (支払総額は496百万米ドル(当該取引に先立って実施したAT&Tへの支払配当金129百万米ドルを含む))</p>
6	<p>2019年12月</p> <p>当社の完全子会社である SPEは、その完全子会社であるColumbia Pictures Corporation Limited (以下「CPCL」) を通じて、子ども向けアニメーションの開発・制作とライセンスの提供を行うSilvergate Media Group (英国) を買収し、CPCLはSilvergate Topco Limitedの100%の持分及びSilvergate BP Bidco Limitedの31%の持分を保有することになりました。 (支払額は192百万米ドル)</p>
7	<p>2019年12月</p> <p>当社は、当社の連結子会社であったSREホールディングス(株) (以下「SRE」) が東京証券取引所マザーズ市場に新規上場したこととともない、当社が保有するSRE株式の一部の売出し(以下「本売出し」)を行いました。本売出し後、SREの発行済株式総数における当社の保有比率は56.29%から44.47%へ低下し、SREは当社の持分法適用会社となりました。</p>
8	<p>2020年1月</p> <p>当社の連結子会社であるソニー生命保険(株) (以下「ソニー生命」) は、ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)及びSA Reinsurance Ltd. (以下あわせて「両合弁会社」) について、AEGON International B.V.が保有する50%の株式の全てを取得し、両合弁会社はソニー生命の連結子会社となりました。 (支払額は約188億円)</p>

(8) 主要な事業拠点

ソニー(株)

本 社〔東京都港区〕
 ソニーシティ大崎〔東京都品川区〕
 御殿山テクノロジーセンター〔東京都品川区〕
 有明ビジネスセンター〔東京都江東区〕
 品川シーサイドビジネスセンター〔東京都品川区〕
 厚木テクノロジーセンター〔神奈川県厚木市〕
 湘南テクノロジーセンター〔神奈川県藤沢市〕
 仙台テクノロジーセンター〔宮城県多賀城市〕

子会社

39頁に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況

当年度末の従業員数は、ゲーム&ネットワークサービス(海外)、半導体(国内)、音楽、金融分野などでの人員増加がありましたが、スマートフォン事業及びディスク製造事業における構造改革などにより海外において人員が減少した結果、前年度末に比べ約2,700名減少し、約111,700名となりました。

ビジネス分野	従業員数 名	前年度末比 名
■ ゲーム&ネットワークサービス		
■ エレクトロニクス・プロダクト&ソリューション	73,000	△2,600
■ イメージング&センシング・ソリューション		
■ 音 楽	9,900	+1,400
■ 映 画	8,400	△900
■ 金 融	12,300	+500
■ そ の 他	3,200	△800
全 社 (共 通)	4,900	△300
合 計	111,700	△2,700

(注) 従業員数は、百名未満を四捨五入して記載しています。

2. 株式の状況

(1) 発行株式数及び株主数

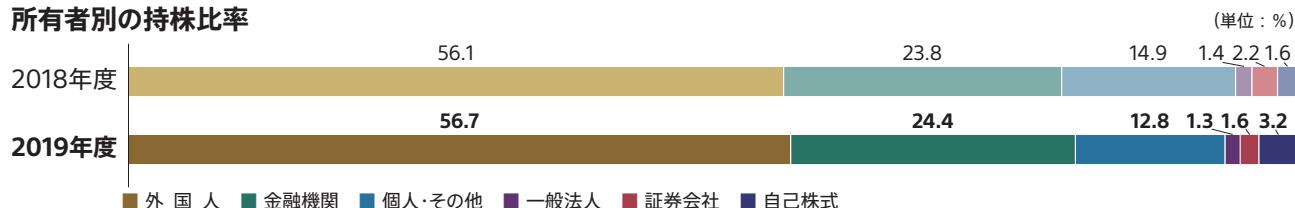
発行可能株式総数	3,600,000,000株
発行済株式の総数	1,261,058,781株 (前年度末比△10,171,560株)
株主数	423,556名 (前年度末比△54,068名)

(注)当年度中の新株予約権の行使及び譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(+2,565,840株)ならびに2020年3月26日付で実施した自己株式の消却(△12,737,400株)の結果、総計では発行済株式総数は減少しています。

(2) 株式の所有者別状況

	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度(当年度) (2020年3月31日現在)	
	所有株式数 千株	株主数 名	所有株式数 千株	株主数 名
■ 外国人	713,150	1,806	715,481	1,878
■ 金融機関	303,077	159	307,298	163
■ 個人・その他	189,344	472,776	161,082	418,817
■ 一般法人	17,744	2,783	15,823	2,610
■ 証券会社	27,432	99	20,476	87
■ 自己株式	20,484	1	40,899	1
合計	1,271,230	477,624	1,261,059	423,556

所有者別の持株比率



(3) 大株主(上位10名)

株 主 名	所有株式数	持株比率
CITIBANK AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (注1)	千株 114,472	% 9.4
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) (注2)	100,101	8.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) (注2)	74,820	6.1
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (注3)	38,750	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7) (注2)	29,074	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) (注2)	25,749	2.1
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (注3)	23,502	1.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (注3)	23,086	1.9
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (注3)	21,566	1.8
GIC PRIVATE LIMITED - C	17,995	1.5

(注1) ADR(米国預託証券)の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。

(注2) 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

(注3) 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

(注4) 持株比率は、自己株式40,898,841株を控除して計算しています。

(4) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款第34条の規定にもとづく自己株式の取得について決議し、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1. 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 取得した株式の総数 | 33,059,200株 |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 199,999,200,300円 |
| 4. 取得期間 | 2019年5月17日～2020年3月17日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約にもとづく市場買付 |

② 自己株式の消却

当社は、保有する自己株式の総数の上限は発行済株式総数の3%程度を目安とし、それを超える部分は原則として消却を行うことを基本方針としております。

本方針にもとづき、当社は、取締役会から委任された代表執行役の決定にもとづき、以下のとおり自己株式の消却を実施いたしました。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 消却した株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 消却した株式の総数 | 12,737,400株 |
| 3. 消却日 | 2020年3月26日 |

3. 新株予約権等の状況

(1) 当年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使額	新株予約権 行使率
第20回 普通株式 新株予約権 (2010年11月18日)	2011年 11月18日～ 2020年 11月17日	646	株	円	%
第21回 普通株式 新株予約権 (2010年11月18日)	2011年 11月18日～ 2020年 11月17日	886	株	米ドル	%
第22回 普通株式 新株予約権 (2011年11月22日)	2012年 11月22日～ 2021年 11月21日	661	株	円	%
第23回 普通株式 新株予約権 (2011年11月22日)	2012年 11月22日～ 2021年 11月21日	1,361	株	米ドル	%
第24回 普通株式 新株予約権 (2012年12月4日)	2013年 12月4日～ 2022年 12月3日	472	株	円	%
第25回 普通株式 新株予約権 (2012年12月4日)	2013年 12月4日～ 2022年 12月3日	1,554	株	米ドル	%
第26回 普通株式 新株予約権 (2013年11月20日)	2014年 11月20日～ 2023年 11月19日	2,118	株	円	%
第27回 普通株式 新株予約権 (2013年11月20日)	2014年 11月20日～ 2023年 11月19日	1,959	株	米ドル	%
第28回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日)	2015年 11月20日～ 2024年 11月19日	3,503	株	円	%
第29回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日)	2015年 11月20日～ 2024年 11月19日	2,370	株	米ドル	%
第30回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日)	2016年 11月19日～ 2025年 11月18日	4,866	株	円	%
第31回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日)	2016年 11月19日～ 2025年 11月18日	5,195	株	米ドル	%

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使額	新株予約権 行使率
第32回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日)	2017年 11月22日～ 2026年 11月21日	9,808	株	円	%
第33回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日)	2017年 11月22日～ 2026年 11月21日	9,712	株	米ドル	%
第34回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日)	2018年 11月21日～ 2027年 11月20日	12,177	株	円	%
第35回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日)	2018年 11月21日～ 2027年 11月20日	12,036	株	米ドル	%
第36回 普通株式 新株予約権 (2018年2月28日)	2019年 2月28日～ 2028年 2月27日	69	株	円	%
第37回 普通株式 新株予約権 (2018年2月28日)	2019年 2月28日～ 2028年 2月27日	150	株	米ドル	%
第38回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日)	2019年 11月20日～ 2028年 11月19日	14,897	株	円	%
第39回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日)	2019年 11月20日～ 2028年 11月19日	12,203	株	米ドル	%
第40回 普通株式 新株予約権 (2019年11月20日)	2020年 11月20日～ 2029年 11月19日	16,596	株	円	%
第41回 普通株式 新株予約権 (2019年11月20日)	2020年 11月20日～ 2029年 11月19日	15,528	株	米ドル	%
第42回 普通株式 新株予約権 (2020年4月17日)	2021年 4月17日～ 2030年 4月16日	200	株	米ドル	%

(注) いずれもストック・オプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行したものです。なお、第42回普通株式新株予約権は、当年度末後に発行したものです。

当社取締役及び執行役の保有状況

名 称	取締役(社外取締役を除く)及び執行役		社 外 取 締 役	
	新株予約権の目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の目的となる株式の数	保有者数
第20回	株 2,500	名 1	株 —	名 —
第22回	7,000	1	—	—
第26回	10,000	1	—	—
第28回	114,100	3	—	—
第30回	57,900	4	—	—
第32回	244,000	5	—	—
第34回	207,500	5	—	—
第38回	230,000	5	—	—
第40回	240,000	5	—	—

(注) 上記はいずれも普通株式新株予約権です。

(2) 当年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権等の内容は、前記(1)に記載のとおりです。

当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員への交付状況

名 称	当 社 従 業 員		当 社 子 会 社 の 取 締 役 及 び 従 業 員	
	新株予約権の目的となる株式の数	交付者数	新株予約権の目的となる株式の数	交付者数
第40回 普通株式 新株予約権	株 279,800	名 321	株 1,160,400	名 1,110
第41回 普通株式 新株予約権	4,400	2	1,595,100	895

(注) 2020年3月26日開催の取締役会において第42回普通株式新株予約権の発行を決議し、当年度末後の2020年4月17日に交付しています。

新株予約権の目的となる株式の数 20,000株

交付者数

当社子会社の従業員1名

(3) その他新株予約権等の状況

新株予約権付社債

名 称 (発行年月日)	行使期間	新 株 予約権 の 数	目的となる 株式の数	行 使 価 額	新 株 予約権 行使率
130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(社債間限定同順位特約付) (2015年7月21日)	2015年 9月1日~ 2022年 9月28日	個 119,531	株 23,925,340	円 4,996.0	% 0.39

(注) 行使価額は、当年度末後の2020年6月10日以降、4,982.5円に調整されます。

4. 会社役員 の 状況

(1) 当社 の コーポレートガバナンス の 状況

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤としてコーポレートガバナンスが極めて重要なものであるとの考えのもと、コーポレートガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。

具体的には、次の二つを実施することで、効果的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

- (a) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名・監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。
- (b) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役を含む上級役員（ソニーグループの経営において重要な役割を担う者）に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用するとともに、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性の確保、取締役会での活発な議論を可能にするための適正な規模の維持、各委員会のより適切な機能の発揮などに関する独自の制度上の工夫を追加しています。

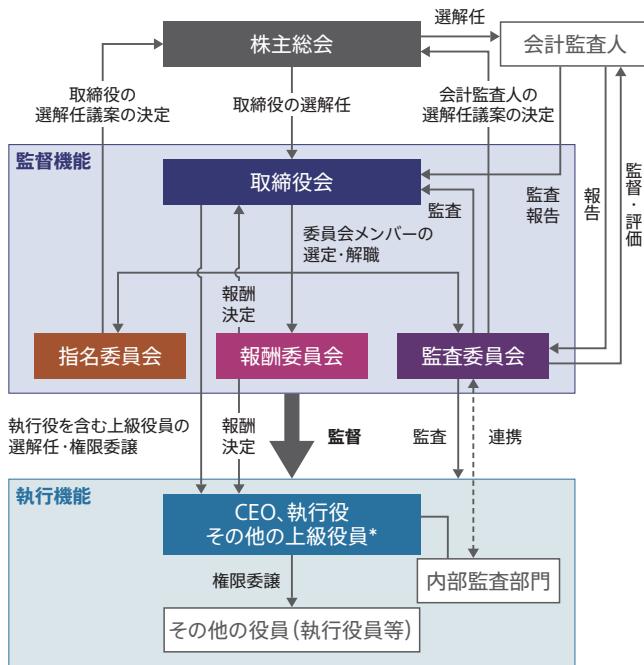
ソニー独自の工夫

ガバナンス強化のため、法令に定められた要件に加え、以下の事項を取締役会規定に盛り込み、制度化しています。

- 取締役会議長及び各委員会議長の社外取締役からの選定
- 社外取締役の再選回数の制限(原則として再選回数5回まで)
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのCEO(最高経営責任者)、COO(最高業務執行責任者)、CFO(最高財務責任者)及びこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 取締役の員数を10名以上20名以下とすること

経営機構の概要

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、及び取締役会で選任された執行役を設置しています。なお、当社では、ソニーグループの経営全体を統括するCEO、及びソニーグループの経営において重要かつ広範な本社機能を所管する者を執行役としています。また、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。なお、当社の経営陣につき、経営における役割や責任の大きさに応じて専務、常務、執行役員等の職位を付与しています。



* 上級役員：執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者

各機関の主な役割・責務

取締役会 (2019年度の開催状況：9回)

- ソニーグループの経営の基本方針等の決定
- 当社の経営陣から独立した立場でのソニーグループの業務執行の監督
- 各委員会メンバーの選定・解職
- 執行役を含む上級役員の選解任
- 代表執行役の選定・解職

取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう、指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会における多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。

指名委員会 (2019年度の開催状況：5回)

- 取締役の選解任議案の決定
- CEOが策定する、CEO及び指名委員会が指定するその他の役員の後継者計画の評価

指名委員会の構成に関する方針

当社の指名委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とし、かつ1名以上は執行役を兼務する取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。なお、指名委員の選定及び解職は、指名委員会の継続性にも配慮して行っています。

さらに、当社においては、一部の社外取締役が指名委員と報酬委員を兼任するなど、指名委員会及び報酬委員会の連携を図り、後継者計画の対象となるCEO及び指名委員会が指定するその他の役員の評価を共有することによって、当該評価対象者の選解任の適否の判断及び報酬の決定を実効的かつ効率的に行う体制を整備しております。

監査委員会(2019年度の開催状況：6回)

- 取締役・執行役の職務執行の監査
- 会計監査人の監督

監査委員会の構成に関する方針

当社の監査委員会は、以下の要件を全て満たす取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。

また、監査委員は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者より選定するとともに、原則として指名委員及び報酬委員を兼ねることはできないものとしています。なお、監査委員の選定及び解職は、監査委員会の継続性にも配慮して行っています。

1. 当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役、会計参与、支配人又はその他の使用人でないこと。
2. 当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Independence”要件又はこれに相当する要件を充足すること。

また、監査委員のうち少なくとも1名は、当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Audit Committee Financial Expert”要件又はこれに相当する要件を充足しなければならないとし、当該要件を充足するか否かは取締役会が判断しています。

報酬委員会(2019年度の開催状況：5回)

- 取締役、上級役員及びその他の役員の個人別報酬の方針の決定
- 報酬方針にもとづく取締役及び上級役員の個人別報酬の額及び内容の決定

報酬委員会の構成に関する方針

当社の報酬委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。また、CEO、COO及びCFOならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役は報酬委員となることができないものとしています。なお、報酬委員の選定及び解職は、報酬委員会の継続性にも配慮して行っています。

上級役員

- 取締役会が定める職務分掌にしたがったソニーグループの業務執行の決定及び実行

上級役員を選解任方針・手続

当社では、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を「上級役員」としています。取締役会は、CEOを含む上級役員を選解任及び担当領域の設定に関する権限を有しており、それらの権限を必要に応じて随時行使するものとしています。CEOを含む上級役員の選任にあたって、取締役会は、指名委員会が策定するCEOに求められる要件やCEO以外の上級役員候補が当社の業務執行において期待される役割等に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行ったうえで、適任と考えられる者を選任しています。

また、CEOを含む上級役員の任期は1年としており、その再任にあたっては直近の実績も踏まえて同様の議論、検討を行います。なお、任期途中であっても、取締役会や指名委員会において必要と認める場合、その職務継続の適否について検討を開始し、不適格と認められた場合には、随時、交代、解任を行います。

取締役会からの権限委譲

取締役会は、グループ経営に関する基本方針その他経営上特に重要な事項について決定するとともに、ソニーグループの経営に関する迅速な意思決定を可能にすべく、CEOを含む上級役員の担当領域を設定したうえで、CEOに対して、業務執行に関する決定及び実行にかかる権限を大幅に委譲しています。CEOはさらに、当該権限の一部を他の上級役員に対して委譲しています。

その他の役員(当社においては執行役員等が相当)

- 取締役会及び上級役員が決定する基本方針にもとづく、ビジネスユニット、本社機能、研究開発などの特定領域における担当業務の実行

取締役会・各委員会の実効性評価

実効性評価に関する当社の考え方

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進すべく、継続的に取締役会及び各委員会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えています。この取り組みの一環として、当社は、原則として年に1回以上、かかる実効性評価を実施しています。

直近の実効性評価

取締役会は、前回の実効性評価の結果を踏まえた対応が適切になされていることを確認したうえで、主に2019年度の活動を対象とした実効性評価を2020年2月から4月にかけて実施しました。なお、今回の実効性評価についても、前回と同様に、評価自体の透明性や客観性を確保することと専門的な視点からのアドバイスを得ることを目的として、国内外のコーポレートガバナンスに高い知見を持つ外部専門家による第三者評価も取得したうえで、実施しました。

評価プロセス

まず、取締役会において、前回の実効性評価を踏まえた対応状況及び今回の実効性評価の進め方について審議・確認しました。

そのうえで、外部専門家による第三者評価を実施しました。その評価手法は以下のとおりです。

- 取締役会議事録等の資料の閲覧及び取締役会への陪席
- 取締役会・各委員会の開催・運営実務等に関する各事務局との確認
- 取締役会の構成、運営、取締役自身のコミットメント、各委員会の活動、実効性評価の手法そのもの等に関する全取締役に対するアンケートの実施
- 取締役会議長、新任取締役、CEOを兼務する取締役その他一部の取締役に対するインタビューの実施
- 日本及び欧米のグローバル企業との比較等

その後、取締役会が、当該外部専門家より第三者評価の結果についての報告を受け、その内容を分析・審議し、取締役会・各委員会の実効性確保の状況を確認しました。

評価結果の概要

外部専門家による第三者評価の結果として、取締役会は、取締役の自己評価、日本・欧米のグローバル企業との比較等の諸点から、高く評価されるべき構成及び運営がなされている旨の報告を受けました。取締役会としては、その報告内容を踏まえて実効性確保の状況について分析・審議した結果、2020年4月時点において取締役会及び各委員会の実効性は十分に確保されていることを改めて確認しました。なお、当該外部専門家から、取締役会・各委員会の実効性をさらに高めるために、他社事例も踏まえて検討対象となり得る選択肢として、昨今の経営環境の変化に応じた任意委員会の設置可能性、監査委員会と内部監査部門の関係の強化、高度化した報酬制度及び取締役の経験・専門領域に関する開示の一層の拡充、取締役会の開催方法の検討等に関する案が例示されました。

今後の取り組み

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営をさらに推進すべく、今回の取締役会及び各委員会の実効性評価の結果、ならびにかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見や外部専門家から提示された視点等を踏まえて、継続的に取締役会及び各委員会の機能向上に取り組んでいきます。

(ご参考)

コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

サステナビリティレポート(コーポレートガバナンス)

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/

(2) 取締役及び執行役の状況

■ 取締役

氏名	担当及び重要な兼職等の状況
吉田 憲一郎	■ 指名委員
十時 裕樹	—
* 隅 修三	■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長 東京海上日動火災保険(株) 相談役、(株)豊田自動織機 社外取締役
Tim Schaaff (ティム・シャーフ)	■ 情報セキュリティ担当 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー
* 松 永和夫	■ 取締役会副議長 ■ 監査委員会議長 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役会長、高砂熱学工業(株) 社外取締役、 橋本総業ホールディングス(株) 社外取締役
* 宮田 孝一	■ 指名委員 ■ 報酬委員 (株)三井住友銀行 取締役会長、(株)三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役
* John V. Roos (ジョン・ルース)	■ 指名委員 Salesforce.com, inc. 社外取締役、The Roos Group, LLC CEO、 Geodesic Capital ファウンディング・パートナー
* 桜井 恵理子	■ 報酬委員会議長 ダウ・東レ(株) 代表取締役会長・CEO、(株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
* 皆川 邦仁	■ 監査委員 参天製薬(株) 社外取締役
* 岡 俊子	■ 監査委員 (株)岡&カンパニー 代表取締役、(株)ハピネット 社外取締役、三菱商事(株) 社外取締役、日立金属(株) 社外取締役
* 秋山 咲恵	■ 監査委員 (株)サキコーポレーション ファウンダー、日本郵政(株) 社外取締役、オリックス(株) 社外取締役
* Wendy Becker (ウエンディ・ベッカー)	■ 報酬委員 Great Portland Estates plc 社外取締役 報酬委員会議長、 Logitech International S.A. 社外取締役 取締役会議長 指名委員会議長
* 畑中 好彦	■ 指名委員 アステラス製薬(株) 代表取締役会長

(注1) *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。

(注2) 監査委員 皆川邦仁氏は財務及び監査に関する幅広い実務経験を、監査委員 岡俊子氏は会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識をそれぞれ有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

なお、当社はニューヨーク証券取引所に上場しているため、監査委員全員について一定の独立性が求められることもあり、常勤の監査委員を選定していませんが、監査委員会の職務執行を補佐する者を置くとともに、内部監査、その他社内関係部署及び会計監査人と連携し、監査活動の充実に努めています。

■ 執行役

役位	氏名	主な担当
代表執行役 社長	*吉田 憲一郎	CEO
代表執行役 専務	*十時 裕樹	CFO
執行役 専務	勝本 徹	R&D担当、メディカル事業担当
執行役 常務	神戸 司郎	法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外、品質、環境、情報セキュリティ、プライバシー担当
執行役 常務	安部 和志	人事、総務担当

(注1) *は取締役を兼務する者です。

(注2) 当年度末後の2020年6月1日付で次の執行役の役位につき異動がある予定です。

異動後の役位	氏名	主な担当
代表執行役 会長 兼 社長	吉田 憲一郎	CEO
代表執行役 副社長	十時 裕樹	CFO
執行役 副社長	勝本 徹	R&D担当、メディカル事業担当
執行役 専務	神戸 司郎	法務、コンプライアンス、広報、サステナビリティ、渉外、品質、情報セキュリティ、プライバシー担当
執行役 専務	安部 和志	人事、総務担当

(注3) 当年度末後の2020年6月1日付で就任予定の執行役は次のとおりです。

役位	氏名	主な担当
代表執行役 副会長	石塚 茂樹	エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業担当、ストレージメディア事業担当

(3) 責任限定契約の概要

当社の定款規定にもとづき、社外取締役を含む非業務執行取締役全員との間で締結している責任限定契約の概要は、次のとおりです。

- 非業務執行取締役は、責任限定契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- 非業務執行取締役の任期満了時において、再度当社の非業務執行取締役に選任され就任したときは、責任限定契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の額

	基本報酬		業績連動報酬		株式退職金	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
■ 取締役	14 ^(注1、2)	210	—	— ^(注3)	3	94 ^(注5)
（うち、社外取締役）	(12)	(174)	(—)	(—)	(3)	(94)
■ 執行役	5	360	5	442 ^(注4)	—	—
合 計	19	570	5	442	3	94

(注1) 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に執行役を兼務する取締役2名は含まれていません。

(注2) 前年の定時株主総会開催日に退任した取締役3名を含んでいます。

(注3) 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。

(注4) 上記の2019年度業績連動報酬は、2020年6月に支給する予定の金額です。

(注5) 上記の株式退職金は、退任予定の取締役3名に對して支給する予定の金額です。なお、株式退職金は、実際には退任時の当社普通株式の株価にもとづき算出されますが、2020年3月31日現在の当社普通株式の株価(終値)で試算した金額を記載しています。

(注6) 上記のほか、株価連動報酬として、譲渡制限付株式及びストック・オプション付与を目的とした新株予約権を発行しています。譲渡制限付株式については、当年度において、業務執行取締役ではない取締役分として37百万円及び執行役分として355百万円の会計上の費用をそれぞれ計上しました。ストック・オプション付与を目的とした新株予約権については、当年度において、執行役分として479百万円の会計上の費用を計上しました。なお、新株予約権の内容については、44頁以降の「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び上級役員個人の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、報酬委員会が決定することとされており、報酬委員会によって定められた当該方針は、次のとおりです。

① 取締役報酬について

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としています。なお、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

この基本方針を踏まえて、取締役の報酬の構成を

- 定額報酬
- 株価連動報酬
- 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切に設定されるよう、前述の方針に沿って設定するものとしています。

株価連動報酬については、譲渡制限付株式を用いて、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数

に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。なお、取締役については、譲渡制限付株式の付与が行われた年度については、株式退職金のポイントを付与していません。

② 上級役員報酬について

上級役員がソニーグループ又は各事業の業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを上級役員報酬決定に関する基本方針としています。

この方針を踏まえて、上級役員報酬の基本的な構成を

- 定額報酬
- 業績連動報酬
- 株価連動報酬
- 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じて適切に設定しています。基本的には、グループ全体への経営責任・影響度がより大きい上級役員ほど、企業価値と連動する株価連動報酬の比率が高くなるように設定しています。(ご参考:「長期視点を促す役員報酬構成」)

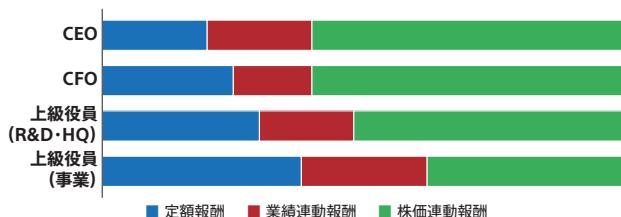
業績連動報酬については、中長期及び当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な仕組みや指標が設定されるものとしています。具体的には、支給対象年度における(1)ROE(株主資本利益率)、当期純利益及びキャッシュ・フローなどの連結又は個社の業績に関する指標(以下「業績関連指標」)のうち、担当領域に応じて設定された指標の達成度、及び(2)担当

領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものとしています。個人業績については、One Sonyでの価値創出という観点からの事業間でのコラボレーションを加速するための取り組みや、社会価値創出及びESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からのサステナビリティに関する取り組みを評価の要素として含めています。なお、業績連動報酬の標準支給額は、それぞれの職責に応じて、金銭報酬額（定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額）全体の内、適切な割合となるように設定されています。

株価連動報酬については、ストック・オプションや譲渡制限付株式などの株価に連動した報酬の仕組みを用いて、中長期的な株主価値向上をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。また株価連動報酬は、それぞれの職責に応じ、金銭報酬額（定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額）と株価連動報酬額の合計額に対して適切な割合となるよう設定されています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを上級役員に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。

（ご参考：長期視点を促す役員報酬構成）



（6）役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法

前述の報酬方針にもとづいた、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額及び内容は報酬委員会が決定しています。

具体的には、原則、毎年、定時株主総会開催日後に開催される報酬委員会において、取締役及び上級役員の各個人の当該事業年度における報酬の基本支給額及び内容を決定し、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において最終的な報酬支給額を決定しています。

なお、業績連動報酬については、各上級役員について、業績連動報酬の標準支給額ならびに業績関連指標（各指標の配分含む）及び個人業績の目標が設定され、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において、当該目標の達成度に応じて支給額を決定しています。

2019年度も同様の手続にもとづき、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額を報酬委員会が決定しています。

(7) 2019年度における執行役に対する業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

2019年度における執行役の業績連動報酬の標準支給額は、金銭報酬額(定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額)全体の37.5%から50.0%の割合でした。また、2019年度において執行役に主に適用された業績関連指標とその配分は以下のとおりです。ソニーの第三次中期経営計画において営業活動によるキャッシュ・フローが最も重視される経営指標として設定されたこととともない、金融分野を除いたベースでの営業活動によるキャッシュ・フロー(以下「営業CF」)の配分を最も高く設定したことに加え、当該第三次中期経営計画の数値目標に含まれるROE(株主資本利益率)も指標として設定しました。また、当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして機能させるべく、当期純利益も指標として設定しました。

評価指標	評価ウェイト
営業CF	50%
当期純利益	40
ROE	10

業績関連指標のうち、2019年度の営業CFの目標値は、第三次中期経営計画の目標数値である、2018年度からの3年間において2兆円以上の営業CFの創出をめざすべく、報酬委員会がインセンティブとして有効に機能すると判断した数値が設定されました。業績関連指標のうち、2019年度の当期純利益については、2019年度通期の連結業績見通しとして、2019年4月に公表された数値である5,000億円、2019年度のROEについては12.5%が目標値としてそれぞれ設定されました。なお、2019年度の業績関連指標の実績は、営業CFが7,629億円、当期純利益が5,822億円、及びROEが

14.8%であり、それぞれ目標値を上回る結果となりました。2019年度の執行役の業績連動報酬は、前述の「(5) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおり、担当領域に応じて設定された業績関連指標の達成度、及び担当領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で決定されました。

(ご参考)

譲渡制限付株式報酬制度について

当社は、2017年度より当社の執行役及びその他経営幹部、ならびに当社の業務執行取締役でない取締役(以下「非業務執行取締役」)を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

この制度は、当社の執行役及びその他経営幹部については、株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的とするものです。また、非業務執行取締役については、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして機能させることを目的としています。

具体的には、一定期間、割り当てられた当社普通株式を自由に譲渡その他の処分をすることができないこと(以下「譲渡制限」)及び一定の事由が生じた場合には当社が当該割り当てられた当社普通株式を無償取得することを条件に、当社普通株式を執行役及びその他経営幹部、ならびに非業務執行取締役に付与します。前述の譲渡制限期間及び譲渡制限が解除される要件や付与対象者、ならびに付与数など同制度の具体的内容については、報酬委員会が決定します。

(8) 社外取締役の活動状況

独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役は、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しています。

各社外取締役の取締役会及び各委員会への出席状況ならびに経験及び専門性については、次のとおりです。

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	経験及び専門性
隅 修 三	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 指名委員会 100% (5回/5回) 	グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験、経済産業界の各方面での取り組みを通じた幅広い見識を有する。
松 永 和 夫	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 監査委員会 100% (6回/6回) 	経済産業省における職務を通じて培った、グローバルな産業界・行政分野における豊富な経験と深い見識を有する。
宮 田 孝 一	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 指名委員会 100% (5回/5回) ■ 報酬委員会 100% (4回/4回) 	銀行経営に関する豊富な経験と深い見識を有する。
John V. Roos (ジョン・ルース)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 指名委員会 100% (5回/5回) 	企業法務・証券法関連の弁護士、テクノロジー分野に強みをもつ大手弁護士事務所のCEOやシリコンバレーを拠点とする大手企業に対するアドバイザーなどの豊富な経験に加え、元駐日米国大使としてビジネスや行政、国際渉外に精通する。
桜 井 恵 理 子	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 報酬委員会 100% (5回/5回) 	グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する。
皆 川 邦 仁	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 監査委員会 100% (6回/6回) 	エレクトロニクス産業分野におけるグローバルな経験、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験を有する。
岡 俊 子	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (9回/9回) ■ 監査委員会 100% (6回/6回) 	コンサルタントとしてM&Aを含む幅広い経営戦略立案経験を有すると同時に、会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有する。
秋 山 咲 恵	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (7回/7回) ■ 監査委員会 100% (4回/4回) 	国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた実績に加え、政府を含む様々な公的委員会やワーキンググループの委員を歴任するなど豊富な経験を有する。
Wendy Becker (ウエンディ・ベッカー)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (7回/7回) ■ 報酬委員会 100% (4回/4回) 	北米や欧州をベースとするコンサルティング業界での経験や通信・テクノロジー分野を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な見識を有する。
畑 中 好 彦	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 100% (7回/7回) ■ 指名委員会 75% (3回/4回) 	米国、欧州など海外での豊富な経験を有し、経営企画責任者として企業統合を実現するなど、グローバル企業の経営に関する幅広い経験と高い知見を有する。

(注1) 宮田孝一氏は、2019年6月18日付で報酬委員に就任しましたので、当該委員会の開催回数の記載は他の社外取締役と異なります。

また、秋山咲恵、Wendy Becker、畑中好彦の各氏は、前年の定時株主総会(2019年6月18日開催)において新たに取締役に選任されたので、取締役会及び担当委員会の開催回数の記載は他の社外取締役と異なります。

(注2) 社外取締役以外の取締役3名(吉田憲一郎、十時裕樹、Tim Schaaffの各氏)は、当年度に開催された取締役会及び担当委員会の全てに出席しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	百万円
① 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,803
② 当社が支払うべき会計監査人の監査報酬等の額	588

(注1) 監査委員会は、執行役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の従前の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行ったうえで、上記報酬等の額について同意しています。

(注2) 上記①には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、国際財務報告基準導入にかかるアドバイザー業務、内部統制関連アドバイザー業務等の対価が含まれています。

(注3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分していないため、上記②の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員の全員の同意にもとづき、監査委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告する方針です。

なお、監査委員会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性を勘案して、再任又は不再任の決定を行う方針です。

【注記】

本事業報告中の各項目は、特記している場合を除き、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)又は2019年度末(2020年3月31日)現在の状況を記載しています。

また、本事業報告では、会社法及び会社法施行規則にもとづき開示すべき事項であっても、当社にとって記載すべき事項がない場合には、記載を省略しています。

連結貸借対照表

科目	前年度(ご参考) (2019年3月31日現在)	当年度 (2020年3月31日現在)
資産の部	百万円	百万円
流動資産	5,246,612	5,735,145
現金・預金及び現金同等物	1,470,073	1,512,357
有価証券	1,324,538	1,847,772
受取手形、売掛金及び契約資産	1,091,242	1,028,793
貸倒引当金	△25,440	△25,873
棚卸資産	653,278	589,969
未収入金	223,620	188,106
前払費用及びその他の流動資産	509,301	594,021
繰延映画製作費	409,005	427,336
投資及び貸付金	11,724,651	12,734,132
関連会社に対する投資及び貸付金	163,365	207,922
投資有価証券その他	11,561,286	12,526,210
有形固定資産	777,053	908,644
土地	83,992	81,482
建物及び構築物	664,157	659,556
機械装置及びその他の有形固定資産	1,585,382	1,725,720
建設仮勘定	39,208	76,391
減価償却累計額	△1,595,686	△1,634,505
その他の資産	2,824,265	3,234,086
オペレーティング・リース使用权資産	—	359,510
ファイナンス・リース使用权資産	—	33,100
無形固定資産	917,966	906,310
営業権	768,552	783,888
繰延保険契約費	595,265	600,901
繰延税金	202,486	210,372
その他	339,996	340,005
資産合計	20,981,586	23,039,343

科目	前年度(ご参考) (2019年3月31日現在)	当年度 (2020年3月31日現在)
負債の部	百万円	百万円
流動負債	6,079,815	6,240,443
短期借入金	618,618	810,176
1年以内に返済期限の到来する長期借入債務	172,461	29,807
1年以内に返済期限の到来する長期オペレーティング・リース負債	—	68,942
支払手形及び買掛金	492,124	380,810
未払金・未払費用	1,693,048	1,630,197
未払法人税及びその他の未払税金	135,226	145,996
銀行ビジネスにおける顧客預金	2,302,314	2,440,783
その他	666,024	733,732
固定負債	10,456,280	12,001,598
長期借入債務	568,372	634,966
長期オペレーティング・リース負債	—	314,836
未払退職・年金費用	384,232	324,655
繰延税金	531,421	549,538
保険契約債務その他	5,642,671	6,246,047
生命保険ビジネスにおける契約者勘定	3,048,202	3,642,271
その他	281,382	289,285
負債合計	16,536,095	18,242,041
償還可能非支配持分	8,801	7,767
資本の部		
当社株主に帰属する資本	3,746,377	4,125,306
資本金		
普通株式(額面無し)		
2018年度末	874,291	
発行可能株式総数	—3,600,000,000株	
発行済株式数	—1,271,230,341株	
2019年度末		880,214
発行可能株式総数	—3,600,000,000株	
発行済株式数	—1,261,058,781株	
資本剰余金	1,266,874	1,289,719
利益剰余金	2,320,586	2,768,856
累積その他の包括利益	△610,670	△580,980
未実現有価証券評価益	135,035	161,191
未実現デリバティブ評価損益	△19	1,248
年金債務調整額	△310,457	△235,520
外貨換算調整額	△435,229	△509,872
金融負債評価調整額	—	1,973
自己株式		
普通株式(額面無し)		
2018年度末	—20,483,474株	
2019年度末	—40,898,841株	
非支配持分	690,313	664,229
資本合計	4,436,690	4,789,535
負債及び資本合計	20,981,586	23,039,343

(注) 前年度(2019年3月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

連結損益計算書

科 目	前年度(ご参考)	当年度
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高及び営業収入	8,665,687	8,259,885
純売上高	7,306,235	6,856,090
金融ビジネス収入	1,274,708	1,299,847
営業収入	84,744	103,948
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用	7,768,453	7,424,063
売上原価	5,150,750	4,753,174
販売費及び一般管理費	1,576,825	1,502,625
金融ビジネス費用	1,112,446	1,171,875
その他の営業益(純額)	△71,568	△3,611
持分法による投資利益(損失)	△2,999	9,637
営業利益	894,235	845,459
その他の収益	144,735	21,949
受取利息及び受取配当金	21,618	19,278
持分証券に関する利益(純額)	118,677	—
その他	4,440	2,671
その他の費用	27,322	67,958
支払利息	12,467	11,090
持分証券に関する損失(純額)	—	20,180
為替差損(純額)	11,279	26,789
年金制度変更にかかる損失	—	6,358
その他	3,576	3,541
税引前利益	1,011,648	799,450
法人税等	45,098	177,190
当年度分	166,748	172,391
繰延税額	△121,650	4,799
当期純利益	966,550	622,260
非支配持分に帰属する当期純利益	50,279	40,069
当社株主に帰属する当期純利益	916,271	582,191

(注) 前年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

連結資本変動表

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の の包括利益	自己株式	当社株主に帰属 する資本合計	非支配持分	資本合計
2018年3月31日現在残高	865,678	1,282,577	1,440,387	△616,746	△4,530	2,967,366	679,791	3,647,157
新基準による累積影響額			7,976	△15,526		△7,550	5,432	△2,118
新株の発行	431	431				862		862
新株予約権の行使	8,174	8,174				16,348		16,348
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換	8	8				16		16
株式にもとづく報酬		1,159				1,159		1,159
包括利益								
当期純利益			916,271			916,271	50,279	966,550
その他の包括利益 (税効果考慮後)								
未実現有価証券 評価益				24,370		24,370	8,915	33,285
未実現デリバティブ 評価益				1,223		1,223		1,223
年金債務調整額				△14,013		△14,013	53	△13,960
外貨換算調整額				10,022		10,022	△1,578	8,444
包括利益合計						937,873	57,669	995,542
新株発行費(税効果考慮後)		△147				△147		△147
配当金			△44,048			△44,048	△28,961	△73,009
自己株式の取得					△100,177	△100,177		△100,177
自己株式の売却		1			3	4		4
非支配持分株主との取引 及びその他		△25,329				△25,329	△23,618	△48,947
2019年3月31日現在残高	874,291	1,266,874	2,320,586	△610,670	△104,704	3,746,377	690,313	4,436,690
新基準による累積影響額			△7,472			△7,472		△7,472
新株の発行	529	529				1,058		1,058
新株予約権の行使	5,179	5,180				10,359		10,359
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換	215	215				430		430
株式にもとづく報酬		1,980				1,980		1,980
包括利益								
当期純利益			582,191			582,191	40,069	622,260
その他の包括利益 (税効果考慮後)								
未実現有価証券 評価益				26,156		26,156	14,234	40,390
未実現デリバティブ 評価益				1,267		1,267		1,267
年金債務調整額				74,937		74,937	34	74,971
外貨換算調整額				△74,643		△74,643	△1,245	△75,888
金融負債評価調整額				1,973		1,973	1,059	3,032
包括利益合計						611,881	54,151	666,032
新株発行費(税効果考慮後)		△80				△80		△80
配当金			△55,111			△55,111	△25,885	△80,996
自己株式の取得					△200,211	△200,211		△200,211
自己株式の売却		0			2	2		2
自己株式の消却		△1,072	△71,338		72,410	—		—
非支配持分株主との取引 及びその他		16,093				16,093	△54,350	△38,257
2020年3月31日現在残高	880,214	1,289,719	2,768,856	△580,980	△232,503	4,125,306	664,229	4,789,535

(注) 前年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

貸借対照表

科目	前年度(ご参考) (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
資産の部	百万円	百万円
流動資産		
現金及び預金	6,858	189,841
受取掛手形	43	45
売掛金	41,976	43,024
製成品	108	117
仕掛品	195	173
原材料及び貯蔵品	47	84
前払費用	4,036	3,442
未払入金	143,441	174,822
その他の流動資産	244,434	24,775
流動資産合計	441,082	436,303
有形固定資産		
建物	181,941	172,425
減価償却累計額	△138,210	△129,050
建物(純額)	43,731	43,375
構築物	9,516	8,896
減価償却累計額	△7,614	△7,146
構築物(純額)	1,902	1,750
機械及び装置	15,859	14,432
減価償却累計額	△12,003	△11,383
機械及び装置(純額)	3,856	3,049
車両運搬具	73	102
減価償却累計額	△62	△56
車両運搬具(純額)	10	46
工具、器具及び備品	11,291	10,661
減価償却累計額	△8,416	△7,893
工具、器具及び備品(純額)	2,875	2,768
土地	19,464	16,888
リース資産	1,279	1,150
減価償却累計額	△1,230	△1,100
リース資産(純額)	49	51
建設仮勘定	164	307
有形固定資産合計	72,051	68,234
無形固定資産		
特許権	234	175
借地権	1,537	1,537
ソフトウェア	1,540	1,142
リース資産	15	8
その他の無形固定資産	13,274	10,398
無形固定資産合計	16,599	13,259
投資その他の資産		
有価証券	106,008	19,676
関係会社株式	1,975,995	2,090,765
関係会社出資金	1	45
関係会社貸付金	102,297	102,297
長期前払費用	741,012	852,257
破産更生債権等	394	356
長期前払費用	3,941	4,148
繰延税金資産	716	18,461
その他の投資その他の資産	15,506	18,894
倒引当金	△233,684	△232,891
投資その他の資産合計	2,712,185	2,874,008
固定資産合計	2,800,834	2,955,501
資産合計	3,241,916	3,391,804

科目	前年度(ご参考) (2019年3月31日)	当年度 (2020年3月31日)
負債の部	百万円	百万円
流動負債		
支払手形	1,451	1,268
買掛金	11,560	8,849
短期借入金	846	5,319
1年内償還予定の社債	120,000	—
リース債務	47	42
未払税金	44,193	37,573
未払費用	39,597	34,893
未払法人税等	222	3,882
前受金	6,188	5,516
預り金	10,835	10,395
前受収益	1,657	1,476
賞与引当金	8,695	7,470
その他の負債	117	211
流動負債合計	245,409	116,894
固定負債		
社債	140,000	240,000
新株予約権付社債	119,961	119,531
リース債務	62	46
退職給付引当金	81,355	94,807
パソコン回収再資源化引当金	564	548
債務保証損失引当金	17,624	60,620
資産除去債務	2,194	6,438
その他	43,062	46,382
固定負債合計	404,822	568,373
負債合計	650,231	685,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	874,291	880,214
資本準備金	1,087,984	1,093,907
その他資本剰余金	1,073	—
資本剰余金合計	1,089,057	1,093,907
利益剰余金		
利益準備金	34,870	34,870
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	645,559	915,587
利益剰余金合計	680,429	950,457
自己株式	△104,704	△232,503
株主資本合計	2,539,072	2,692,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,101	1,078
評価・換算差額等合計	41,101	1,078
新株予約権	11,512	13,384
純資産合計	2,591,685	2,706,537
負債純資産合計	3,241,916	3,391,804

(注) 前年度(2019年3月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

損益計算書

科 目	前年度(ご参考)	当年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
営 業 収 益		
売 上 高	173,314	158,662
関係会社受取配当金	200,121	410,430
営 業 収 益 合 計	373,436	569,092
売 上 原 価	81,622	65,455
売 上 総 利 益	291,814	503,637
販売費及び一般管理費	150,067	171,328
営 業 利 益	141,747	332,309
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,679	2,836
そ の 他	45,742	39,600
営 業 外 収 益 合 計	50,421	42,436
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75	276
そ の 他	34,630	35,182
営 業 外 費 用 合 計	34,706	35,457
経 常 利 益	157,462	339,288
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	—	57,258
年金制度変更にかかる利益	—	19,883
固定資産売却益	—	8,215
関係会社貸倒引当金戻入額	29,299	—
特 別 利 益 合 計	29,299	85,356
特 別 損 失		
関係会社債務保証損失引当金繰入額	17,624	42,996
投資有価証券評価損	—	4,279
関係会社株式評価損	184,929	—
特 別 損 失 合 計	202,552	47,275
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△15,792	377,368
法人税、住民税及び事業税	△32,696	△13,536
法人税等調整額	1,777	△82
法人税等合計	△30,919	△13,618
当 期 純 利 益	15,127	390,987

(注) 前年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

会計監査人の会計監査報告(連結計算書類)

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

ソニー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木内仁志	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井野貴章	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市	Ⓜ	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ソニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表1重要な会計方針(6)その他「リース」に記載されているとおり、会社は、2019年4月1日からASU2016-02「リース」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告(計算書類)

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

ソニー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木内仁志	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井野貴章	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市	Ⓔ	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある

ある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年事業年度における執行役及び取締役(以下「執行役等」という。)の職務の執行、事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書(以下「計算書類等」という。)並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本変動表及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(以下「内部統制及びガバナンスの枠組み」という。)について執行役並びに使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携のうえ、執行役の会議等重要な会議に出席または監査委員会の職務を補助すべき使用人をして出席せしめ、執行役等及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧または監査委員会の職務を補助すべき使用人をして閲覧せしめ、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等及び計算書類等並びに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 執行役等の職務の執行及び事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 執行役等の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制及びガバナンスの枠組みに関する取締役会の決議の内容は相当であり、事業報告に適切に記載されると認めます。また、当該内部統制及びガバナンスの枠組みに関する執行役等の職務の執行についても、相当であると認めます。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

ソニー株式会社 監査委員会

監査委員(議長) 松 永 和 夫 ⑩

監査委員 皆 川 邦 仁 ⑩

監査委員 岡 俊 子 ⑩

監査委員 秋 山 咲 恵 ⑩

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

ウェブサイトのご案内

ソニーのウェブサイトでは様々な情報をご覧いただけます。

投資家情報ウェブサイト

<https://www.sony.co.jp/IR/>

トップマネジメントからのメッセージや事業・業績などに関する情報をタイムリーに提供しています。



CSR・環境・社会貢献ウェブサイト

<https://www.sony.co.jp/csr/>

サステナビリティ・CSRに関する活動などの非財務情報についてタイムリーに提供するとともに、サステナビリティへの取り組みの詳細をご報告する「サステナビリティレポート」を掲載しています。



株主総会に関するお問い合わせ先

ソニー株式会社 財務部IRグループSRチーム
〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号
電話：(03)6748-2111(代表)

✉ 株主Eメール：

Kabu_net@jp.sony.com

株式事務に関するお問い合わせ先

株主様の各種手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)の窓口については、ご所有の株式が記録されている口座によって異なりますので、ご注意ください。

証券会社に口座を開設されている株主様

お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

「特別口座*」に記録されている株主様

当社の特別口座管理機関(兼 株主名簿管理人)である三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部にお問い合わせください。

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  **0120-232-711**(通話料無料)

*株券電子化実施日(2009年1月5日)において「株式会社証券保管振替機構(ほふり)」をご利用でなかった株主様の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

株主総会会場ご案内図

日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時
(受付開始予定：午前9時)

場所

グランドプリンスホテル新高輪 「国際館パミール」
東京都港区高輪3丁目13番1号 電話：(03)3442-1111

交通

■ JR又は京浜急行
「品川」駅(高輪口)徒歩約8分
■ 都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅(A1出口)徒歩約6分



「ネットで招集」からGoogleマップに
アクセスできます

<https://s.srdb.jp/sony/>



ご注意

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- **株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び株主総会当日の「商品展示」はございません。**
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

SONY



株 主 各 位

第103回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」	1
② 事業報告の「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」	6
③ 連結計算書類の連結注記表	10
④ 計算書類の株主資本等変動計算書	15
⑤ 計算書類の個別注記表	16

2020年6月4日

ソニー株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sony.co.jp/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされる情報です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及び当社子会社(以下「ソニーグループ各社」といい、当社と総称して「ソニーグループ」という。)の内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項につき、以下に述べる体制が決議時点で有効に存在することを確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐するため、取締役会の決議にもとづき、監査委員会を補佐する者を置く。この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査委員会を補佐する者は当社の従業員であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を要する。また、この者の業績評価は監査委員会がこれを行う。なお、この者は、監査委員会の監督に服し、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない。

(3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会が選定した監査委員は、当社の他の取締役、執行役及び従業員に対してその職務執行に関する事項の報告を求める権限を持ち、かつ、ソニーグループ各社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査する権限を持つ。また、監査委員会は、ソニーグループ各社の取締役、執行役及び従業員(以下「ソニーグループ各社の取締役等」という。)の監査委員会への出席及び監査委員会の求める事項の説明を求める権限を持つ。

さらに、監査委員会は、会計、財務報告に関する内部統制、監査に関する事項についての従業員からの苦情(会計及び監査に関する事項についての秘密、匿名の意見表明を含む。)の受領、保存その他の取り扱いに関する手続を確立する権限と責任を持ち、このために必要な事項を執行役に指示する権限を持つ。

これらの責任・権限を踏まえて、当社執行役及び従業員は、取締役会の決議にもとづき、以下に定めるものにつき定期的に、かつ、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたいうで、監査委員会に報告する。なお、報告内容の詳細、頻度及び報告担当者は、監査委員会の定めるところに従う。

- ソニーグループの内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他)及びソニーグループ各社の監査役・監査委員からの直接又は間接の活動報告概要
- ソニーグループの重要な会計方針・会計基準及びその変更(変更前に報告)
- 当社の業績発表の内容及び重要開示書類の内容
- ソニーグループの内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
- 弁護士による米国証券関連法違反等の報告
- 当社の会計監査人の監査パートナーの交代
- 監査委員会が指定するソニーグループ各社における監査役・監査委員及びソニーグループの各地域・各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選解任

執行役は、ソニーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、直ちに当該事実を監査委員会に報告する。

前記報告事項に加え、当社のCEO及びCFOは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、米国証券関連法の定めに従い、以下の事項を監査委員会へ報告する。

- ① 当社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告にかかる内部統制の設計及び運用における重要な問題点もしくは欠陥
- ② 重大であるか否かを問わず、当社の財務報告にかかる内部統制において重要な役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループでは、全ての役員・従業員に対して、会社の方針、事業活動あるいはその他の行為が、法令・規則又は社内規則・方針に違反している(もしくは違反のおそれがある)と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しており、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、維持する。監査委員会への報告であるかどうかにかかわらず、当社及びソニーグループ各社は、かかる情報をもとに誠実に通報を行った役員・従業員を、公正にまた丁寧に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、かかる活動計画及び費用計画に従い、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担する。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する外部コンサルタント、外部弁護士、もしくはその他の外部専門家の費用も含まれる。

(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するうえで、ソニーグループの内部統制に関わる部門及びソニーグループ各社の監査役と連携している。監査委員会は、会計監査人の監査の相当性ならびに会計監査人の独立性及び適格性につき評価するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、非監査業務、及び監査パートナーの交代につき事前に確認・承認している。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している監査委員が随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。

当社の内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の事前同意を要する。また、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の指定に従い、監査委員会の事前同意又は報告を要する。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、ソニーグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有する。また、かかる活動を推進するため、当社のコンプライアンス統括部門と各地域(米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア)に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携して、ソニーグループ全体のコンプライアンスを確保する体制(以下「コンプライアンスネットワーク」という。)を構築する。

各地域コンプライアンス統括部門は、当社コンプライアンス統括部門を補佐して、担当地域内のソニーグループ各社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する機能を有する。各地域コンプライアンス統括部門の長たる地域コンプライアンスオフィサーは、担当地域内のソニーグループ各社に対する指示・監督権を含め、かかる機能を実現するために必要な権限を持つ。

かかる体制のもと、当社は、ソニーグループ全体で、企業倫理の重要性の継続的な周知徹底を行う。その一環として、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則を整備し、当社及びソニーグループ各社の役員・従業員へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。また、法令・社内規則違反に関する役員・従業員からの報告や問題提起を奨励するための通常の指揮

命令系統から独立した内部通報制度を整備し、当社及びソニーグループ各社に導入する。なお、内部通報制度の運営状況については、担当の役員・従業員が定期的に監査委員会へ報告する。

また、当社コンプライアンス統括部門は、前記の活動に加え、コンプライアンスネットワークを活用し、以下の仕組みによるソニーグループ全体のコンプライアンス体制の維持等を通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- ① 「決裁規程」(後記(2)を参照)及びその他の内部統制による、所定の範囲を超えた権限行使の抑止
- ② 不正行為に関する当社への報告の義務化
- ③ コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についての当社コンプライアンス統括部門による監督の仕組み

また、ソニーグループにとっての重要事項が、日本及び米国の証券関連法、米国証券取引委員会(SEC)、当社が上場している証券取引所の規則等に則って適時にかつ正確に開示されることを確保する仕組みとして、当社は「情報開示に関する統制と手続(Disclosure Controls and Procedures)」を構築・維持する。この仕組みの設計・実施・評価に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置する。適切かつ適時な開示を確保するため、ディスクロージャーコミッティは、「決裁規程」(後記(2)を参照)及び社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等にもとづき、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署から付議／報告された事項について、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、前記の法令・証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告してその判断に供する。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーグループの業務の執行を監督する。また、その一環として、執行役を含む上級役員の職務分掌を定め、各上級役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を上級役員に委任する。各上級役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてソニーグループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限にもとづき、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。各上級役員の業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係のない他の上級役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該上級役員と協議のうえ、ソニーグループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄又は担当する上位の上級役員の決定を仰ぐ。

また、各上級役員は、「ソニー株式会社決裁規程」の定めるところにもとづき、下位の役員に、自らの職務の一部を委譲する権限を持つ。また、かかる体制のもと、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化した「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の

一部は除く。)。また、当社においても、取締役会、CEOその他の上級役員、又は上級役員から権限委譲を受けた者の事前の承認を要する事項等を明文化し、「ソニー株式会社決裁規程」(以下ソニーグループ決裁規程と併せて「決裁規程」という。)として定め、社内に周知徹底する。決裁規程により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行う。これに加え、当社の執行役を含む上級役員は、ソニーグループにおける自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制(ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社又は社内部署から必要に応じてビジネスリスクの検討・評価結果の報告を受ける体制を含む。)を構築・維持する権限と責任を有する。その中で、本社機能を担当する執行役は、ソニーグループにおける自己の担当領域に関して、ソニーグループ全体のリスク評価を行う権限と責任を有する。また、これらの実施を確保するために必要なソニーグループ内の体制を構築・維持する権限と責任を有する。グループリスク管理を担当する執行役は、前記各担当における体制の構築・維持を総合的に推進し、管理する。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ソニーグループ各社の財務状況について、当社の社内規則により当社への定期的な報告(直接又は間接)を義務付けるとともに、前記(2)のとおり、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化した「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。)。さらに、前記(1)のとおり、社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等により、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署からソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について報告を受ける体制を構築する。

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びソニーグループ各社は、その職務の遂行にかかる文書その他の情報につき、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理を行う。以下の文書については、少なくとも10年間保存する。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

決議日：2020年5月15日

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役会により決議された前記6.の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐する者として、取締役会決議により、監査委員会補佐役を置いています。かかる監査委員会補佐役は監査委員の指示・監督のもと、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。また、かかる監査委員会補佐役は、必要に応じて、内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他)と連携しています。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会補佐役の選解任については、監査委員会の同意を要することとしています。また、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない、専任の監査委員会補佐役は、監査委員の指示・監督のもと、前記(1)の業務を遂行しており、その業績評価は監査委員会が行っています。

(3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会又は監査委員が持つ様々な権限や報告を受けるべき内容については、社内規則として明文化し、ソニーグループ内においてその周知徹底に努めています。また、社内規則にもとづき監査委員会が報告を受けるべき内容については、以下を通じて監査委員会に対して適宜、報告が行われています。

- ① 当年度に6回開催した監査委員会での審議
- ② 監査委員会補佐役に行わせる活動(おおよそ月に2回以上開催される重要な経営執行にかかる会議への陪席、年間およそ430件に及ぶ上級役員の決裁書類等の閲覧等)

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン(「内部通報制度」)

をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて約440件の通報を受け付け、適宜対応しました。

(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画にもとづき、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担しています。これらの費用には、監査委員会がその職務を遂行するためや職務に必要な知見を獲得・更新するために必要な費用(外部団体への参加費用等)も含まれます。

(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会補佐役が直接行う監査活動に加えて、当社の内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議や監査委員会補佐役の活動等を通じて前記

各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。さらに、当社の内部監査担当部門は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するために実施した監査について、四半期ごとに監査委員会に対して報告しています。

また、当社の内部監査部門の責任者の任免については、監査委員会の事前同意を要件とするとともに、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会が事前に同意すべき、又は事後に報告を受けべき者を指定し、それに応じた対応を行っています。さらに、監査委員会は、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行うため、以下を実施しています。

- ① 会計監査人から、当該会計監査人の品質管理体制、独立性、職業倫理、専門性、監査の有効性及び効率性等につき報告を受け、その内容を確認すること
- ② 期初において、当年度における会計監査人が実施予定の監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすることに加え、定期的に業務内容及びその報酬について報告を受け、その内容を確認すること
- ③ 会計監査人から四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容を評価すること
- ④ ソニーグループの内部統制に関わる部門から会計監査人による監査活動について報告を受け、再任に関する意見を聴取すること等

本事業報告に添付の監査報告にも記載のとおり、監査委員会
は当社の会計監査人による監査の方法及び結果は相当で
であると評価しています。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制その他当社の 業務ならびにソニーグループの業務の適正を 確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニー グループ各社の取締役等の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するた めの体制

ソニーグループは、法令を遵守し、倫理的に事業活動を行う
ことに確固として取り組んでいます。ソニーグループの
マネジメントは、自ら範を示し、この取り組みを実行して
います。ソニーグループでは、当社のコンプライアンス統括部門
と各地域(米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア)に設置
した地域コンプライアンス統括部門が連携し、コンプライアンス
ネットワークを構築し、啓発メッセージや社内規則、教育研修、
監査を組み合わせ、倫理的な事業活動と法令遵守への
取り組みを推進しています。

ソニーグループ行動規範は、ソニーグループのコンプライアンス・
プログラムの根幹をなすものであり、重要なテーマやリスク
領域に関する核となる価値観や基本方針を定めています。
ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念
を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動する
ことが最善かを確保することをはっきりとかつ繰り返して
奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・
従業員に報復がなされることのないよう保護することを
ソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、
通報者保護に努めています。ソニーグループには、「内部

通報制度」をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を
役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談
窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令
系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付
窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を
受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、
各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密
は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で
通報することができます。

コンプライアンス・プログラム及び内部通報制度の運用状況
は、当社の監査委員会に月次で報告され、また、定期的に報告
の場が設けられています。なお、当年度においては、ソニー
グループ全体で、内部通報制度を通じて約440件の通報を
受け付け、適宜対応しました。

また、情報開示については「情報開示に関する統制と手続
(Disclosure Controls and Procedures)」を社内規則と
して明文化し、ソニーグループの主要なビジネスユニット、
子会社、関連会社及び社内部署に周知徹底するとともに、
この仕組みの設計・実施・評価に関し、当社のCEO及びCFO
を補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により
構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置しています。
また、社内規則等にもとづきディスクロージャーコミッティに
報告等がなされた潜在的重要事項につき、ソニーグループ
全体にとっての重要性を評価したうえで、適用される法令・
証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、
CEO及びCFOへ報告しています。さらに、「情報開示に関する
統制と手続」については、毎年ディスクロージャーコミッティ
が中心となって適宜必要な見直しを実施しています。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、「ソニー株式会社決裁規程」その他の社内規則を明文化し、その周知徹底に努めています。また、同様に、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底しています。さらに、これらの社内規則において、決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行うことを明文化しており、それらの者はその遵守に努めています。また、これらの社内規則については、事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しています。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「ソニーグループ決裁規程」や「重要事項開示に関する報告要請」等の社内規則により、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社からの報告を求める事項等を明文化し、それらの周知徹底に努めるとともに、これら社内規則により構築された体制にもとづき、ソニーグループ各社の財務状況やソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について、以下を通じて定期的に報告(直接又は間接)を受けています。

- ① 年間予算や中期事業計画の審議・策定に係る会議
- ② 当社やソニーグループ各社における重要な経営執行に係る会議での事業内容の報告
- ③ 当社経理部門での月次の決算情報のとりまとめ 等

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役を含む上級役員の職務の遂行に係る文書その他の情報の保存・管理に係る事項については社内規則として明文化し、その周知徹底に努めており、以下の文書については少なくとも10年間保存するとともに、その他の情報についても、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理しています。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

連結注記表

当社及び当社の連結子会社をあわせて以下「ソニー」とします。

1. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）に準拠して作成しています。ただし、第3項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ゲーム&ネットワークサービス分野、音楽分野、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野、イメージング&センシング・ソリューション分野及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された負債証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。持分証券及び売買目的証券に

区分される負債証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、一時的な減損を認識した場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の負債証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

売却可能証券に区分された負債証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間

下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

- ②容易に算定できる公正価値を持たない持分証券
容易に算定できる公正価値を持たない持分証券について、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の観察可能な価格変動(秩序ある取引における)を加減した金額で測定しています。容易に算定できる公正価値を持たない

持分証券の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でない判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数(建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間)にもとづき、計算しています。

②営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。報告単位及び耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー(その支払・受取時期を含む)、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永久成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積り及び前提を使用します。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、

ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売用ソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に、3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に、10年から44年の期間で均等償却しています。

(5) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客ごとに未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

②製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積・予測は定期的に見直されています。

(6) その他

リース

2016年2月、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)は

リース会計基準を変更する会計基準アップデート(Accounting Standards Update、以下「ASU」)2016-02を公表しました。このASUは、ほとんど全てのリース契約を貸借対照表上で認識することを要求しています。

ソニーはこのASUを、新基準適用時の比較年度の表示・開示を修正再表示しない修正遡及法によって2019年4月1日から適用しました。ソニーは、このASUで認められている移行時の一連の免除措置を適用したため、適用日前に契約満了又は存在しているリース契約について、リースに該当するか否かの検討、リースの分類、直接コストの資産化について再評価していません。また、短期リースの例外措置を適用しました。

このASUの適用により、2019年4月1日時点の連結財務諸表においてオペレーティング・リースに係る使用権資産を316,923百万円、リース負債を341,251百万円認識しました。これは、主に不動産に関連するオペレーティング・リース契約の影響によるものです。なお、使用権資産とリース負債の差額24,328百万円は主に繰延賃借料の影響によるもので、期首時点の繰延賃借料残高は使用権資産から控除されています。また、連結貸借対照表上、ファイナンス・リースに係る使用権資産は、2018年度は有形固定資産の内訳として表示していますが、2019年度からファイナンス・リース使用権資産として表示しています。

購入した繰上償還可能な負債証券のプレミアムの償却
2017年3月、FASBはASU 2017-08を公表しました。このASUは、繰上償還可能な負債証券の特定のプレミアム

を最も早い償還日までの期間にわたって償却することを要求しています。ディスカウントで購入した繰上償還可能な負債証券の償却期間は影響を受けません。ソニーは、2019年4月1日からのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

ヘッジ活動に関する会計処理の改訂

2017年8月、FASBはヘッジ活動に関する会計処理の改訂に関するASU 2017-12を公表しました。このASUは、特定の状況における非財務及び財務リスクに関するヘッジ会計の適用を簡素化し、企業のリスクマネジメント活動とヘッジ会計の結果を、より適切に整合させることを目的としています。このASUはさらに、一部のヘッジ会計に関する連結財務諸表上の表示及び開示と、ヘッジの有効性の評価についても改訂しています。ソニーは、2019年4月1日からのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

2. 連結貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

制限付き現金・預金	1,205百万円
有価証券	17,521百万円
投資有価証券	552,641百万円
銀行ビジネスにおける住宅ローン	378,241百万円

②担保に係る債務

短期借入金	718,451百万円
長期借入債務	201,205百万円

上記のほか、国内の金融子会社において内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価12,445百万円の投資有価証券を差し入れています。

(2) 保証債務等

主に、関連会社等の銀行借入等に対する保証であります。

保証債務	2,214百万円
------	----------

3. 連結資本変動表関係

当年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式	6,235,700株
------	------------

※当社は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準にもとづき連結計算書類の一部として資本勘定の期中の動きを表示した連結資本変動表を作成し、包括利益とその内訳を開示しています。包括利益とは資本取引以外の資本勘定の増減と定義され、当期純利益とその他の包括利益からなっています。その他の包括利益には外貨換算調整額等の増減額が含まれています。

当社は、会社計算規則第96条に定める連結株主資本等変動計算書の開示要求を考慮し、連結資本変動表を開示しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融分野を除くソニーの事業活動に必要な資金は、金融資本市場及び金融機関から社債及び借入等で調達しています。また、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用しています。ソニーでは為替予約、通貨オプション契約及び金利スワップ契約等のデリバティブ契約を締結していますが、これは主に為替変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを軽減することを目的としており投機的な取引は行っていません。金融分野は保険料収入及び銀行ビジネスにおける顧客預金を主な資金の源泉として、安定的な投資収益の確保のため有価証券及び融資などの投資を行っています。これらの金融資産・負債は金利・株価・為替等の変動リスクに晒されているため、適正なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、下記の表から除いています。

(単位：百万円)

	簿価	公正価値	差額
有価証券及び投資有価証券	12,133,832	14,589,956	2,456,124
銀行ビジネスにおける住宅ローン	1,927,054	2,161,432	234,378
資産計	14,060,886	16,751,388	2,690,502
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	664,773	699,358	34,585
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資勘定	885,690	969,464	83,774
負債計	1,550,463	1,668,822	118,359
デリバティブ取引	6,517	6,517	—

(注) 1. デリバティブ取引により発生した資産・負債は純額で表示しており、合計で債務となる場合は()で表示しています。

2. 容易に算定できる公正価値を持たない持分証券は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(普通株式)

471円64銭

7. その他の注記

年金制度変更

2019年10月1日より、当社及びほぼ全ての国内子会社は、確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この結果、2019年度の連結貸借対照表上、未払退職・年金費用が74,872百万円減少し、累積その他の包括利益が81,230百万円増加しました。また、2019年度の連結損益計算書上、年金制度変更にかかる損失をその他の費用に6,358百万円計上しました。

株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	874,291	1,087,984	1,073	34,870	645,559	△104,704	2,539,072
当 期 変 動 額							
新株の発行	5,923	5,923					11,846
剰余金の配当					△49,622		△49,622
当期純利益					390,987		390,987
自己株式の取得						△200,211	△200,211
自己株式の処分			0			2	2
自己株式の消却			△72,410			72,410	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			71,337		△71,337		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	5,923	5,923	△1,073	—	270,028	△127,800	153,002
当 期 末 残 高	880,214	1,093,907	—	34,870	915,587	△232,503	2,692,074

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	41,101	11,512	2,591,685
当 期 変 動 額			
新株の発行			11,846
剰余金の配当			△49,622
当期純利益			390,987
自己株式の取得			△200,211
自己株式の処分			2
自己株式の消却			—
利益剰余金から資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40,022	1,872	△38,150
当 期 変 動 額 合 計	△40,022	1,872	114,852
当 期 末 残 高	1,078	13,384	2,706,537

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価
切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 4～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法、

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)にもとづく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

②賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

④パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

⑤債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等にかかる損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

前年度において、区分掲記していた「流動資産」の「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

また、前年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

これらの結果、前年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた152,572百万円のうち143,441百万円を「未収入金」とし、「預け金」に表示していた235,303百万円を「その他」に含め、「その他」を244,434百万円として組替えています。

3. その他の注記

(年金制度変更)

2019年10月1日より、当社は確定給付年金制度の改定を行い、制度改定前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この結果、当年度の損益計算書において、「特別利益」に「年金制度変更にかかる利益」を19,883百万円計上しました。

上記の制度移行に伴い、年金制度の存続部分の平均残存勤務期間が短縮されたため、当年度に未認識数理計算上の差異5,555百万円を退職給付費用に含めて一括費用処理しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	179,613百万円
長期金銭債権	856,237百万円
短期金銭債務	76,395百万円
長期金銭債務	450百万円

(2) 固定資産の圧縮記帳実施額

国庫補助金等	－百万円
(累計額)	362百万円
保険金等	－百万円
(累計額)	25百万円

(3) 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額

	年金資産控除前 退職給付引当金	退職給付信託に おける年金資産額
退職一時金制度	74,963百万円	2,567百万円
企業年金基金制度	31,790百万円	9,379百万円

(4) 保証債務等

債務保証契約 577,744百万円

経営指導念書等の差入れ※ 685百万円

※経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 136,506百万円

受取配当金 410,430百万円

仕入高 53,808百万円

営業取引以外の取引による取引高 161,824百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当年度末における自己株式数

普通株式 40,898,841株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	25,015百万円	20円	2019年3月31日	2019年5月29日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	24,607百万円	20円	2019年9月30日	2019年12月2日

②基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	30,504百万円	利益剰余金	25円	2020年3月31日	2020年6月5日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の

内訳

投資その他の資産

繰延税金資産*1

関係会社株式等	199,509百万円
繰越欠損金*2	80,967百万円
貸倒引当金	71,317百万円
退職給付引当金	29,558百万円
その他	39,260百万円
繰延税金資産小計	420,611百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額*2	△66,354百万円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△334,463百万円
繰延税金資産合計	19,794百万円

繰延税金負債*1

資産除去債務	△907百万円
その他	△426百万円
繰延税金負債合計	△1,333百万円

繰延税金資産の純額 18,461百万円

(注) *1 繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、改正前の税法の規定に基づいて算定しています。

*2 2020年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は80,967百万円であり、2020年度から2030年度までの間に繰越期限が到来します。なお、翌事業年度以降の課税所得と相殺できない部分については、貸借対照表上の繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額として繰延税金資産の金額から控除しています。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)	所有 直接100.0%	役員の兼任	連結納税に伴う 受取予定額	36,706	未収入金	36,706
	ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	所有 間接100.0%	資金取引	資金の貸付(*1) 利息の受取(*1)	270,164 102	長期貸付金 その他流動資産	270,164 102
			債務保証	債務保証(*2) 保証料の受取(*2)	62,945 38	未収入金	38
	ソニーモバイル コミュニケーションズ(株)	所有 直接100.0%	債務保証	債務保証(*3) 保証料の受取(*3)	225,868 119	未収入金	117
	Sony Americas Holding Inc.	所有 直接100.0%	資金取引	増資の引受(*4) 資金の回収(*1) 利息の受取(*1)	99,171 2,000 995	— 長期貸付金 その他流動資産	— 352,000 546
	Sony Capital Corporation	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*5) 保証料の受取(*5)	49,293 103	未収入金	101
	Sony Europe B.V.	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(*6) 保証料の受取(*6)	103,742 78	未収入金	77
	Sony Global Treasury Services Plc	所有 間接100.0%	為替・資金取引 債務保証	資金の回収(*1) 利息の受取(*1)	219,001 302	その他流動資産 (預け金) その他流動資産	16,302 —
				資金の回収(*1) 利息の受取(*1)	156,000 368	長期貸付金 その他流動資産	— —
				債務保証(*7) 保証料の受取(*7)	65,050 182	未収入金	179
経営指導念書等の 差入れ(*8)				685	—	—	

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。課税取引にかかる期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 預け金及び貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しています。
- *2 電子手形等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(38百万円)を受領しています。
- *3 資金の借入につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(119百万円)を受領しています。
- *4 子会社が行った増資を全額引き受けています。
- *5 フィルムファイナンス及びリース契約等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(103百万円)を受領しています。
- *6 資金の借入等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(78百万円)を受領しています。
- *7 リース契約及び契約債務履行等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(182百万円)を受領しています。
- *8 契約債務履行及び為替取引に対する信用補完を行ったものです。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	吉田 憲一郎	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の行使(*)	249	—	—
	十時 裕樹	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の行使(*)	17	—	—
	勝本 徹	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の行使(*)	16	—	—
	神戸 司郎	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の行使(*)	15	—	—
	安部 和志	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の行使(*)	33	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 2009年6月19日、2010年6月18日、2011年6月28日、2012年6月27日、2013年6月20日、2014年6月19日、2015年6月23日及び2016年6月17日に開催された定時株主総会の特別決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,207円21銭
1 株当たり当期純利益	316円74銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。